

決算審査特別委員会

日 時 令和3年9月17日（金）
午前10時～午後2時27分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 なし
傍聴者 なし
書 記 花倉事務局長、花倉書記

○荒木委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を再開いたします。

一般会計、事業会計、特別会計、全ての審査を終了いたしまして、皆さんから34件の意見をいただいております。

それで、審査の方法ですが、1件ずつ私に取りあえず読み上げさせていただきますが、順番に沿ってまず取り上げるべきか、削除するべきか、まずそれを決めていただいて、取り上げるということであれば中身の文言についても審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは1番の全体について、一般会計歳入についてです。令和2年度の一般会計歳入の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2億800万円であったが、交付金の一部を使い広く町民の安心、安全のために、日南町独自にいつでも誰でも何度でもPCR検査を受けられる体制が構築されなかったことは残念である。今後、交付金の状況を見ながら検討されたいということですが、まず、これを取り上げるべきか、削除するべきかというのをまず伺いたいと思っております。

久代安敏委員。

○久代委員 この意見は私が提出しました。令和2年度は記述をしているように、国庫支出金がコロナ対応ということで2億800万ありました。いろんな事業に実施されたわけですが、私はPCR検査、病院が実質的には10月から検査の体制ができたわけですが、資料を見させてもらいますと、2年度が十五、六件でしたかね、17件か、で少なかったわけです。県の補助制度もPCR検査に関してはあったわけですがけれども、なか

なか町も取組が弱かったというふうに思って、やっぱりこれから、今後も検査の充実という事、もちろん国の制度として確立されていればよかったのですが、やっぱり自治体独自に幾ばくかの助成金を出してでも検査が受けやすいような形にしていくべきだなということで、これからも補正等があるかとは思いますが、取り組んでほしいということで意見を上げました。以上です。ぜひとも皆さん、検討していただきたいと思えます。

○荒木委員長 端的に取り上げるべきという意見でしたが、そのほかございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この提出者の趣旨は十分分かります。2億8,000万の臨時交付金があったということですが。（「800万」と呼ぶ者あり）2億800万ですね、臨時交付金があったということですが、日南町の場合は、方向性としてワクチン接種であったり、それ以前の施設の充実に大半を割いたということで、それには間違いはなかったと自分は感じております。そしてまた、何より自分が感じるのが、これは自分個人の考えですけど、PCR検査というのが恒常的に、要するにコロナの感染してないということを確認するものではないというのを大変危惧しております。PCR検査で陰性が出たことによって本人の気の緩みが出たり、行動の制限をちょっと緩めたりする兆候があるように自分は若干感じております。そういった意味において、当然PCR検査、おかしいと思った方は当然PCR検査を受けるべき、その当日であったり二、三日、2日ぐらいの範囲なら効果はあると思えますけど、それ以上の、何かな、確立、確証がないと思えますので、いましばらくこれを公的資金で賄うというのはちょっと疑問に感じております。これは個人的考えですので、だけん自分は、これはこのたび取り上げる必要はないと自分は考えております。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私もこの、結論から言ったら取り上げなくてもいいんじゃないかと、要するにPCR検査を何度でもとか、500円、1,000円とかいうものだったらあれですけど、結構1万5,000円、2万ぐらいかかる検査だし、それに検査だけじゃ、機器だけじゃなしに、そこには看護師さんをつかなきゃならないということもあります。そして、病院も呼びかけるときは、もし熱か何かあれば電話をまずしてください、そして疑わしければ問診によってPCR検査をやりましょうというような形で、安心、安全。これもね、何度でもできるんだったらもう無制限になるんで、これは全人口4,500人いれば、4,500人が何回でも、1週間に1回でも、こういう捉まえ方もありますので、やはり必要に応じた、今も検査体制も大変でございますんで、最小限の有効なPCR検査をやればい

いと思いますので、これ取り下げのべきと考えます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は取り上げるべきだと思います。PCR検査の効果ということは、確かにもちろんPCR検査をしたからあと1年大丈夫ですというようなもんじゃありません。ですので、だからこそやっぱり確認のために何度か、何日か置きに何度かということが出来るような体制をつくっていくのが大切で、それで、もうこの新型コロナも長期になってしまっ、できればもちろん巣籠もりして家の中に閉じ籠もってるのがいいんですけども、もうそうも言ってもらえない状況になって、実際問題として、PCR検査ができればできまいが人の動きっていうのはもう相当出てきている状況です。ですので、あと、ワクチンの効果に対する疑いというのもずっと言われてきてますし、やっぱり今こそPCR検査というのをもっと広くやるべきだと思います。ただ、費用的な面からいうと、ちょっと町独自でというのも難しいのかもしれないので、やっぱり併せて県、国に費用面としては求めていくということも意見としては入れてはいいのかと思いますけれども、基本的に取り上げるべきだと私は思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 2年度の決算ということなんですけども、実際、このコロナ感染症対策に関しましては、町民の方々、非常な協力体制があったということで、感染者の発表というのは鳥取県西部という位置づけで県のほうから発表されておりますけども、私の耳のほうには直接そういうような感染というようなことは耳に入っておりませんけれども、結局、そういう体制を2年度PCR検査機を導入されたいということで、実際にやっておられます。実際、本当に2年度中に町内で感染が発生したというような場合であれば、やはり町としても何かのPCR検査の体制とかということで、実際に受けることは多分やっと思われています。今後は3年度に向けてということになるかと思いますが、今度は、やはり経済の立て直しというようなところで、このPCR検査の在り方というものも国とかがしっかりと方針出してくるかと思いますが、ですから、3年度は置いて、決算なんで。2年度の体制をつくられたということで、私はオーケーだと、それでしっかりと予算の執行というのは行われたと判断いたします。ということで、この項目に関しては取り上げる必要はないと思います。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 まず、委員長に確認です。議長もおられるんで指導もいただきたいんですけ

ども、基本的に決算審査は、議決した予算に基づいて適正にかつ法令に基づいた上で、適正かつ効果的に執行されたのかどうなのか、その執行によって期待する効果が得られたかどうかというところを審査すべきであって、例えば、この新型コロナウイルス対応にしても、これまでの当初予算から補正予算を通じて議決した内容に沿って執行された案件であると思います。そういう趣旨からして、2年度にPCR検査の体制が構築できなかったのが今後すべきであるというようなことは、基本的に決算審査の趣旨からはずれておると、ではないかなと思います。34項目、そういう感覚で見ることができるものがあり、あると私は思っていますが、その辺、委員長のご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 ただいま同僚委員が令和2年度の決算で既に可決した議案ばかりだと、補正予算も含めてという趣旨の発言されましたけど、今出とる意見は、ほとんどが全会一致で議決した案件です。ですからね、やっぱり決算審査も踏まえて、次年度に反映していくという趣旨は、やっぱり保証されるべきだというふうには思ひますが、どうでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 やっぱりそこは議会として、きちんと本来の審査に徹するべきだと思ひます。ですので、例えば、その下にありますが、企業版ふるさと納税、当初予算から説明もあつております、町長発言の中で積極的に取り組むと言ひながら実際に成果が現れなかった。そういうことについては指摘を、期待した成果が現れてない、さらなる対応をすべきだという意見はいいと思ひます。ただ予算として、例えば、会計年度任用職員などもありますけども、きちんと条例、要綱、そして予算、全員協議会も含めて説明があつて、本会議で議決すべきものについては議決をして進んでおるといふ状況からして、じゃあその支出の在り方がおかしいではないかとかいふことになれば、当然指摘し改善を求めべきだと思ひますが、全体的なアバウトな状況を見て改善すべきだといふのは、決算審査の趣旨とは違ふと思ひます。

○荒木委員長 よろしいですか。

今の皆さんの意見でいいますと、これは削除してもいいんじゃないかといふ意見のほうが多かつたように思ひますが、いかがでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

久代安敏委員。

○久代委員 決算審査の在り方については、もう少し皆さんで議論されたほうが良いと思います。

私が一番に取り上げた全体的なコロナの臨時交付金の使途について、日南町独自で全額補助せよという意味ではありません。けども、特に無症状の感染者について、やっぱり不安に思っている方があると思うので、発熱があって保健所に電話したりした人はもちろん無料で検査が受けられますけども、やっぱり一定の自己負担が高いので、無症状の場合は2万6,820円ですよね。ですから、そういうところの一部を助成する制度を設けてほしかったということです。だから、決算審査の中で、令和3年度は既にもう半分済んでますが、いろいろその補助の在り方について考えてほしいという趣旨でありますから、よろしく願いいたします。

○荒木委員長 決算審査の中であって、やっぱり予算がどういうふうに行われたかというのを当然審査をして、次年度の予算にということはあると私は思います。ですが、この1番の一般会計についての意見は削除ということに決定させていただきます。

次、2番目、総務課に入りたいと思います。一般管理事務、②女性職員の比率が8割近くを占める会計年度任用職員に対して、産前産後など女性に必要な休暇が無給となっている。正職員と同じく有給の休暇とすべきであるという内容ですが、皆さんの御意見を伺います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 御存じのとおり会計年度任用職員は、令和2年度から始まった制度であります。それで、せっかく始まった制度ですので、できるだけ皆さんに活躍していただきたいという、そういう期待があったわけですが、残念ながら休暇という面で、産前産後など、ここに書いてあるとおりその必要な休暇が予算を使わない無給の休暇となっているので、これは予算の有効な利用方法として、正職員の方と同じく有給の休暇とすべきと、令和2年度決算を踏まえてこのように考えるわけです。

○荒木委員長 すべきという意見ですが、載せるべきということですが、よろしいですか。

大西保委員。

○大西委員 私は、載せなくてよいという意見のほうです。任用職員の、ここの職員の一覧表が全部出てます、有給休暇から全て、無給、有給、その中で今言われました条件的なところ、非常勤職員というのが今回任用職員になっておりますが、これは国の基準なんです、産前産後については無給であるというふうになっております。ただし、全国の自治

体で少しですけども有給にしてるところがあるのは事実です。ただし、日南町にとってとなりますと、やはり町と、組合といったらあれですけども、それが論議していただいて決めることだと思います。議員の意見としてはいいですけども、それがどうなのかということもありますので、あえてここで、決算審査で意見として上げる必要はないと思っております。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私は、当然会計年度任用職員に対しても正職員と同じような、産前産後の、無給でなくて、対応すべきだと。やっぱり実際に会計年度任用職員はいられないと、職場が回らないわけですよ、実態は。ですから、気持ちよく働いてもらうためにも意見として取り上げて、執行部に条例改正を促すというのが筋ではないでしょうか、と思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほども議論があったんですけども、あくまでこれは、決算の特別委員会で職員が頑張ってやられた仕事の内容、あるいは執行状況等についての意見を出す会であります。当然、決算審査と予算審査とあるわけですけども、予算のときにはこういうふうに今年はやったらどうかという意見があってもおかしくはないと思いますが、記載されたものに対する意見を出すのが決算審査だと思います。

今議論の②番につきましては、あくまで思いの世界でありまして、決算審査の意見としての記載事項というものには当たらないと思います。提出された方の思いは分らんことではないですが、やるならば予算審査もしくは一般質問等で議論すべき話でありまして、決算審査の審査にはなじまないと考えております。したがって、先ほど議論がありました副議長の言われたような範疇で当然審査するべきであると考えます。したがって、私はこれは載せる必要がないというふうに申し上げます。

○荒木委員長 という意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 まず、私は取り上げるべきなんですけれども、この意見を。それでまず一つ言いたいのは、今日、今回決算ということでいろいろ発言に制限がかかるというようなことがありまして、議事進行上、時間の問題もあるので延々と何もかもというわけにはいかなないのは分かるんですけども、ただ、やっぱり議論の場ですので、可能な限りいろんなことを議論する、決算だから将来のことはできるだけ言わないとか、決算に限って過去の

こと、過去の事実認定というのは非常に重要なんで、それを重視するっていうことはそれは大切だと思うんですけども、それだけに限ってしまうと、非常に誰もかれも意見が言いつらくなるし、どこで切るかっていうのが何か人によって違うような気がするので、何かすごい曖昧模糊としてしまうので、何かあんまりそういう理由で何か議論をやめるのは、私はあんまりよくないと思います、まず。それで、それは全般のことに、決算の発言のことについてです。

あと、このことについて言うと、先ほど組合で話をするべきというようなお話もありましたけれども、組合で話をしてやっていただければ、それはそれで大変結構なことなんですけれども、それにはやっぱり相当なエネルギーが要ります。ただでさえ役場の職員の方お忙しい中で、そこまでできる人っていうのはなかなかいないと思いますので、やっぱりそれは議会のほうで職員の方に配慮をとということで意見を上げるのは、会計年度職員の方に休暇について配慮をとという意見を上げるのは意味のあることで、いや、俺は絶対無給の休暇がいいっていう人がいたらそれは困りますけれども、多分、そういう人はいないんじゃないかなと思うんで、これは意見を上げて差し支えない、上げたほうがいいと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私、この会計年度任用職員のこの資料見とるんですけども、この中には正職員と差は確かにあるんですよ、任用職員、いけば、通常でいくと臨時職員、パートさんであるとか。この中で無給、有給、全部一覧表出てます。この産前産後だけじゃなしに、いろいろな、生理休暇もそうです、無給でありますし、いろんな状況あるのですが、なぜこの有給、産前産後だけかというのもありますし、通常、一般の社会人にとっては、労働基準法にも、一例だけ言います。例えば、年次有給休暇、一般の会社は6か月以上で初めて10日いただけるわけです。では、公務員はどうですかと。もう入った日からもう有給が何日か賦与されるわけです。これも一般から考えたらすごい優遇されてるなど、場合によればそれが当たり前なんで、一般であると社員就業規則に基づいてやるわけですけども、やっぱり公務員にとってはまだ総務省の関係でいろいろ手続があると思うんですよ。その場でいろんな話をしていただいてやればいいことであって、あえてこの決算のほうで上げる必要はないと思っております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと確認ですけども、これ私も同じこのパンフレット、働き方ガイドブックだと、これの18ページには、地方公務員の年次有給休暇は労働基準法の定めから週

所定労働日数が5日以上または週30時間以上勤務、国の非常勤の場合は29時間以上って括弧書きがあって、勤務の職員には働き始めてから6月後に10日の年次有給休暇が賦与されますと書いてあるんで、はい。だから、公務員も多分同じ条件だと思うんですけど。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 日南町の職員さん確認してもいいんですけども、恐らく1か月目から有給休暇あるわけです。（発言する者あり）いや、あるんで、そのようになってるんですよ。これは、労働基準法は最低なんです。これは最低守りなさいということですよ。だから、極端なこと言ったら2か月たってから与えてもいいんですよ、10日を。それはそこでの話し合いなんで、これ基準法というのは最低ラインなんで、有給、無給も会社がオーケー言ったら有給になっていいわけですよ、そういうことですから、何でもかんでも充てて、また、この条件で例えば任用職員になっておられると思うんですよ。やっぱりそういったことも分かった上で、それでなかったら失礼ですけども条件が違うとこでやればいいわけであって、極端なこと言って申し訳ないんですけども、いろんな面で民間から見たら大変優遇されてますよということをおきます。

○大西委員 岡本健三委員。

○岡本委員 すみません。発言の趣旨理解しました。ただ、いずれにしても、公務員の方が条件がいいというのは私はそんなに悪いことではなくて、民間も公務員がやってんだから民間もやったほうがいいんじゃないかという、そういう方向で改革が進んでいくと。まず公務員から始めていくというのは決して悪い方法ではないと思いますので、そういった意味でも、ほかの民間企業は確かに公務員というのを一つの働き方として意識はされるでしょうから、そういう意味でもやっぱり公務員の方の働き方を改善していくっていうのは非常に大切なことだと私は考えます。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先ほど坪倉副議長と古都委員が言われたように、決算に対しての審査、決算がどうなってるかっていうことをすることであって、今ちょっと方向が、思いとかこの言葉の文言とかという方向にずれてますので、これはもう審査、意見として方向性をちょっと進めていただきたいと思います。私は、これは載せなくてもよいと思います。

○荒木委員長 なかなか平行線で進みませんので、あまり採決は取りたくないんですが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 私は、先ほど発言をいたしましたそのとおりだと私は思ってます。岡本委員

がいろんな議論の機会がというような発言もありましたけれども、例えば今のことは、予算以前に条例改正の話になる。条例改正は議会で発議にもできます、議員として発議もできます。当然そういった議論はすべきであって、例えば全員協議会でこのことについてみんな議論しませんかっていうような提案はあってもいいと思います。それは、かつて政策、立案に関する特別委員会だったんですけども、元は全員協議会で議論しました。そういう議会の中での議論の場というのはあってもいいと思いますけども、先ほど櫃田委員も発言されましたけど、やっぱり決算審査は決算審査で進めるべきだと思います。

○荒木委員長　という意見が出ましたので、私としましては、この有給休暇にすべきという意見については次の予算審査なり、そしてから条例も当然給与のことですから改正も必要だと思いますので、そちらのほうでやっていこうというふうに思います。

次、よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）取り上げないということです。

（「はい」と呼ぶ者あり）

次、3番目、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素排出ゼロの取組が始まり、J-クレジットの販売が順調に伸びている。また、企業に対してSDGsやCSR活動の取組が求められるようになり、企業版ふるさと納税の拡大を目指す本町は宝の山と言える。この機を捉え、企業版ふるさと納税の充実を図られ、関係人口の増加にもつなげられたいという意見ですが、まず、これを取り上げるべきかどうか、削除かというのを皆さん。

近藤仁志委員。

○近藤委員　ここに書いてあるとおりであります。ただ、文言的には若干不備もあるわけですけど、要するに企業に対してSDGsやCSR活動の取組が求められているわけではないけど、求められる風潮、社会的風潮にあるというのが正しい文言の使い方だと思いますし、ただ、ふるさと納税の企業版ができて本町もそこに重点的に取り組むという町長の強い方針も示されておりますし、予算書にも書いてあります。ただ残念ながら、その成果、取組とか成果が見えていないというのが大変残念であります。こないだ示されました、新たに変わりました過疎地域持続発展計画などにも人口の減少が大変問題とされております。そういった意味において、今後日南町が取り組んでいくのは、やはり関係人口の増加や交流時関係人口、交流人口の増加が特に求められると自分は考えております。そういった意味において、この企業版ふるさと納税を有効的な活用をするよう取り組んでいくことを求めていきたいと思います。

○荒木委員長　そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 個人のふるさと納税も含めて、企業版ふるさと納税は町長も進めると明言されておりますし、進めるべきだと思います。2年度、やっぱり町側の提案も十分でなかったと思っておりますので、やっぱり町がしっかりと提案をして企業にアピールをするという取組も含めて進めるべきだと思います。ただ、文章的に前段の2行はあまり要らない、必要ないのかなとは思っています。

○荒木委員長 今は賛成という意見ですが、そのほかの委員の皆さんはどうでしょうか。取り上げるということによろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、じゃあその中身について、最初の2行は要らないという今発言もありましたが、そのほかの委員の方は。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 言葉なんですけども、結局ここには2つのことが書いてあります。結局ふるさと納税、企業版のふるさと納税の拡大ということと、企業のCSR活動の誘致したりしてその関係人口の増加をつなげるという2つの項目がここに書いてあります。ですから、ふるさと納税という位置づけで町全体の活性化を図るという意味であれば、ふるさと納税のことでしっかりとまとめ上げればいいと思いますし、2つのことを、企業というところで企業版のふるさと納税、CSR活動という2点を上げるのであれば、もう少しこの書きぶりを変えないけんと思います。そこら辺についてここで議論しても、なかなか時間ばかり取りますので、ここら辺りはちょっと委員長に案をつくっていただいて、再度協議すればいいのではないのでしょうか。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、岩崎委員からも話がありましたが、取りあえず最初委員長おっしゃられました取り上げるか取り上げないかを選定しまして、それから取り上げるものについては、また文言を時間をかけてやっていくという形にしたほうがいいように思いますが、ほかの委員の皆さんの同意をいただきたいと思います。

○荒木委員長 今、この事案といいますか、取り上げるべきか否かということについてとにかく先に進めたほうがいいという意見が出ましたが、そのほかの委員の方はどうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、取りあえず取り上げるべきか否かということを中心にやっていきます。

では、これは取り上げるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次、その下4番目、人権施策推進事業、人権センター管理運営事業について、人権教育が大切であることは論をまたないが、法的根拠のない同和教育推進協議会は解散し、教育委員会に業務を移管し社会教育の立場から広く人権教育を進める体制を構築されたいという意見が載っておりますが。

久代安敏委員。

○久代委員 私が提出した意見です。書いてあるとおりです。1つ、同和教育推進協議会、いわゆる同和教育という言葉自体が、同和という言葉自体が法的根拠が今ないわけです、国の法律で立法根拠が。それを、2つ論旨としてはあります。それを教育委員会に業務を移管して、広く社会教育としての人権教育を取り上げていってはどうかということです。

今は御承知のように総務課の人権センターという、職員も配置してやっておられますけれども、それには部落問題があつて、これまでずっと同対法、同和教育、同和対策協議会から60年ぐらい、50年以上ぐらい経過してます、法律ができてから。やっぱりこれまで達成された部分、同和教育によって。それから未達成の部分、それもよく、やっぱり今は総務課ですけども、総務課の人権センターの中で区別されて、本当に達成できなかったことは何なのかということも含めて、やっぱり教育委員会に移管して社会教育で取り組まれたほうがスムーズに行くのではないかなというふうなことで意見として上げました。そのほか、人権センターには男女の共同参画のこともありますし、やっぱりこの辺りは社会教育の中で取り組まれたほうがスムーズに業務がしやすいじゃないかなということも含めて、私は意見として申し上げたいと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 先日の決算審査のときに報告がありましたように、人権センターも現在幅広く、現在というか、令和2年度幅広く多くの方にいろいろな様々の問題の研修があつたり、すごく実績もありますので、これはこれで特に上げる必要ありませんし、いろいろな言葉の問題とかというのはまた別の機会にさせていただいて、これは特に上げる必要はないと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 この問題は非常に難しい問題だと私は思うんですけども、何ていうんですかね、やっぱり人権教育ということと、あと、総務課にこの同和教育推進協議会があるのは、やっぱりお金の融資など、あるいは補助金などの関係が非常に大きかったというのが

あると思うので、そういったところはもう一度見直す機会を持ったほうが良いと思うので、そういう意味で私は取り上げてもいいんじゃないかと思えますけれども。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 今、提案者の意見を聞いたわけですが、その中で自分が感じたのは、2点のことを指摘して載せるように要望があったように思っております。その同和という言葉が法的根拠がないので使うことが適当か適当でないかということと、それから、総務課所管であります人権センターを、人権センターなのか同和推進協議会なのか分かりませんが、それを教育課のほうに移すということで、と自分認識をしております。

この同和推進教育、同和教育推進協議会という名前の同和という言葉ですけど、これが法的根拠が必要なのかなのか。自分の場合は法的根拠はなくても、やはり日常的に使う言葉であれば十分ここに同和という言葉を使っても違和感を感じません。それと、総務課であるか教育課であるかということに関しても、人権問題を取り扱う上において、今の総務課でも十分、それから、人権センター自体が比較的独立した活動をやっておられるようですので、それがどちらの課になってもこれから先、人権問題を議論していく上では問題ないと思いますので、自分も今のままでよいと思いますので、今のところね、今のところいいと思いますので、取り上げる必要はないと思います。

○荒木委員長 内容はそのとおりであります。それでは、これは取り上げないということではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、企画課に移ります。成年結婚・UIターン促進事業についてです。空き家バンク登録物件は増えているが、即入居可能な物件は限られている。移住を進める上で、修繕をし入居可能な物件を用意しておく必要があるということです。

近藤仁志委員。

○近藤委員 すみません。これ、自分出したわけですが、これ昨日の委員会など話を聞いておまして、こういったことが新法人設立の上でこれから検討されるというような話を聞いております。それから、住宅施策の特別委員会も設置しましたので、こういった面で今後話していけばよいと思いますので、もしよろしかったらこれを取り下げたいと思います。

○荒木委員長 取り下げる。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 近藤委員のほうでそういうふうにおっしゃいました。確かに今回の意見の中

で、この5番と、それから7番、それと10番、いわゆる住宅関係のことが3件載っております。これに関しまして、予算上執行に問題があったというわけではないんですけども、このたび議会としても住宅政策及び中心地域調査の特別委員会を立ち上げたということで、この中でしっかり調査をして、さっき近藤委員がおっしゃいましたように、この3つについては、ちょっと先を言ってしまいますけども。（「はい、よろしいですよ」と呼ぶ者あり）調査するという方向性でよいではないかと思えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 そうしますと、この5番、それから7番、それから10番につきましては、住宅政策の特別委員会のほうでやっていただくということで、これからは削除させていただきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）削除した分に関しては読みません。

じゃあ、その6番、県のふるさとでの新しいライフステージ補助金に基づく補助事業であるにちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。県が要綱を改正するまで、当該事業を休止すべきである。令和2年度は1件の交付があったが、対象者がこの事業を知ったのは移住を決めてからであり、移住定住を促進する材料にもなっていない少額の補助金で、移住者の中に分断の種をまくのはやめたほうが良いという内容ですが、これについて。

岡本健三委員。

○岡本委員 私は取り上げたほうが良いと思えます。ただでさえやっぱりちょっと年を経ってから移住されてくる方は、ちょっと大変だとか、ちょっとコンプレックスみたいなものもある中で、特に若い方、お子さんがおられる方だけに10万円とか20万円とか少額の寄附をするというのは、本当に無駄な分断な種をまくことになると思えます。妊娠とか出産、あるいはお子さん、育児に関しては、その問題に直接、何ていうんですかね、助ける、支援する制度というのがちゃんとできていますので、そちらできっちり支援して、それをアピールしていけばそれで十分で、こういった、何も県がやってるからといってそれに併せて町も余計な支援策をつくる必要はないので、この事業は。一旦休止すべき、県にはちゃんともっと町独自の支援策があるわけですから、そちらのほうにちゃんとお金を出してもらえるように要望していけば良いと思えます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 新しいほかの事業に出すというのはちょっと別の問題と、決算からちょっと

離れると思いますが、この補助金について、補助金というのは目的があってその要件が記されていて、それに沿って出されたか出されないかということ。その中において、分断の種をまくというようなことがあります。でも、日南町の補助金においても定住奨励金は60歳未満とか、同居奨励金は50歳未満と。それから意欲ある農業者支援は1ヘクタール以上と。そういった、やはり目的に沿って要件が定められておまして、そこに分断が生じているというようなことはあんまり聞いた覚えがありません。それと、1件の交付をもって移住の促進の材料になっていないと決めつけることもちょっとおかしいと思いますし、これからこの補助金自体が新生活応援補助金という名目のもとの、中の項目には移住を促進するためということですが、要するに新生活応援ということは、移住された方が日南町からまた出ていかれなくするための応援とっておりますので、自分はこれを載せる必要はないと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今、いろいろな年齢制限があるという話でしたけど、私はその年齢制限ももうちょっと広げたほうがいいとは思っておりますし、新生活を応援するのであれば、別にお子さんがいる方だけではなくて、お子さんいない御夫婦の方とか単親の方とかも、みんな一緒に応援してあげればいいわけで、移住した方には一律10万円寄附しますと、それなら分かります。だから、そういった形に変えていけばいいと思います。

○荒木委員長 今意見が採用すべき、不採用と分かれておりますが、そのほかの委員の方は意見を伺います。（「なし」と呼ぶ者あり）ございませんか。

そのほか、ないようでしたら取りあえず三角にしといて、じゃあ次に行きましょうか。あんまり挙手でこう決めたくはないので……。ほかの方、意見はございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 元はここに書いてあるように、県の組み立てた目的を持った補助金ではございます。それで、日南町の単町費も上乘せした形で交付をするという仕組みになっております。こうやって県で組み立てられた交付要綱、あるいはそれにのっかって日南町で交付要綱をつくりますが、それにのっかってやっておるという中で、確かにその対象者が云々というのは、いろいろとそれは、いろんな先ほど近藤委員おっしゃいましたけれども、いろんなその人の、人それぞれによって変わってくる、受けられる補助っていうのが変わってくるのは制度上何にでもある話であります。

前にもちょっと言いましたけども、この県の補助制度自体が問題があるのであれば、そ

れはほかの場、県のほうで検討すべきものであって、こういうせつかくの補助を有効利用して日南町に若者を呼び込むという一つの仕組みとして動いているわけでございまして、結果として1件だということもあります。そこら辺りは、実績が今後上がっていくように努力しろというような意味では分かるんですけども、休止をせいとかというような言葉っていうのはなじまないなと思います。

ということで、ここの案については取り上げないということであります。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私も取り上げなくてよいという意見のほうです。先ほど説明の中で、令和2年度は1件だけであったと。そして最後の言葉の中で、少額の補助金で移住者の中に分断の種をまくのはやめたほうがいい。これについてはちょっと、聞いておられるからそう感じられたと思うんですが、鳥取県全町に対してこういった県の補助が出ます。そして年齢制限はありますが、やはり人口を増やしたいというのが一つの狙いでありまして、そのベースは、特殊出生率も2ぐらい目標にしようということも一つの狙いがあるわけですし、これにつきまして、いろいろ各町の調査を調べないけませんけども、日南町で1件あった、後から知ったとかこういった言葉を、別に制度というのは年度ごとに入ったりなくなったりしていくわけですけども、これについては私は載せなくていいという意見でございます。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 新しい制度、2年度中途からできた制度だと思いますけれども、この3つの要件っていうのは、県の要綱にあります。いわゆる結婚や出産を機に新しくU I Jターンを促進するために取り組む市町村に県が補助をする、いわゆる間接補助の制度であります。県内では6市町が取り組んで、全部ではないですけど、6市町です。ですが、要綱について全員協議会でも議論をし、補正予算でついた予算に基づいて執行されておりますので問題ないと思います。ただ、上げるとすれば、もっと町外に対するPRをすべきだったというところは、言うなれば言うことだろうと思ってます。日南町として取り組むっていうことを決めておりますので、この意見というのは適切でないと思います。

○荒木委員長 取り上げないという意見ですよ。

○坪倉委員 はい。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 もうあんまり言ってもあれですけども、私はとにかく若者に来てもらいたいというそういう気持ちは同じです。ただ、そのやり方、手法として、もうこういう非常に、

何ていったら、露骨な形で何か若者来てくれたらこれだけ御褒美あげますよっていうんじゃないくて、もっと地道に、本当にお子さんの暮らしやすい、子育てしやすいというそういう環境をつくっていくことが大切なんだと思うので、ちょっとこれは、何か目先にニンジンをぶら下げるようなやり方、あんまり表現がよくないですけども、ちょっとどうなのかなと思うんでやめたほうがいいと思うんですけど、あんまり言ってもしょうがないんで。

○荒木委員長　という岡本委員の意見でありましたが、では、この件については取り上げないということにさせていただきます。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、その下、商工総務一般管理事務についてであります。道の駅管理運営事業で、一品1円の寄附を開業当初より行ってきたが、来客者に対しての周知が乏しい。直売所のみがプラス1円表示だが、レストラン、トマト加工、自動販売機等は、内税方式である。取組が中途半端であり、J-クレジット購入等事務処理が煩雑になっているので、1円の寄附を止めてはどうか。CO₂排出ゼロの道の駅としてきたが、所期の目的を達成したと思うので、道の駅CO₂オフセットを止めてはどうか。本当のCO₂削減活動を取り組んではどうか。毎年200トン（160万円）のクレジット料を町が寄附をしているという内容ですが、この件につきまして皆さんの意見はどうですか。

大西保委員。

○大西委員　私は一般質問でもしましたし、一品1円も、レストランでも内になってます。それで、当初はプラス1円でやっておりましたけども、だんだんだんだん薄れてきてる。また、全く外から見ても中へ入っても、この1円のことがアピールされてないように気がします。もしやるならばもう徹底して1円はアピールして、こういう環境活動やってるんだよということをやるべきで、今、中途半端なんで、これやったらもうやめたほうがいいと思っております。

それで、2年度の実績でこの1円が今まではトマト加工もレストランも直売所も一緒に、合計で翌年度にCO₂を、購入、寄附したことをやっておりました。令和2年度の実績では、トマト加工別に初めて2項目になって、こういったことからいくと管理状況も、農林課かも分かりませんが、ちょっと煩雑になってると思っております。

そしてもう一つは、下に書いていますCO₂の電力量とかその辺で、当初は140トン、5年前は、今は200トンまで上がってきてます。逆に管理活動、改善活動、削減活動全くされてないということもありますので、私としては1円はやめて、CO₂200トン寄附もやめたらどうかという意見を言っておきます。

私は載せるべきという意見でございます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私も載せるべきという意見でして、非常に、何ていうんですかね、クレジット、J-クレジットも含めてなんですけどね、の危険性というのを非常によく指摘していただいていると思います。本当に、こないだも一般質問でも言いましたけども、日本の場合、全排出量のたった4%としか吸収量っていうのはないので、それを頼りに、そのクレジットを買ったから俺は、うちの企業はこれだけは排出していいんだみたいな免罪符になってしまうというのは非常に危険なことなので、今、資金獲得のために町はやっているのでまあまあしょうがないかなという面もあるんですけども、少なくとも道の駅ではこれはやめたほうがいい。本当に実際に、正味、正味というか、実際に出すCO₂を減らすという活動に力を入れてほしいというふうに思います。

それで前半の1円のほうは、ちょっと私、どのくらい事務が煩雑になってるのか分からないんですけども、やるならアピールをとというのは私も賛成します。宣伝効果の意味では残してもいいのかなという気はしますけども、全体として取り上げたほうが良いと思います。

○荒木委員長 今、取り上げるという意見が2人の委員のほうから出ましたが、そのほかの委員はどうでしょう。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ここで1品1円のこの仕組みを取り上げて、環境とかいうところにしっかり目を向けていただきたいということで、先ほど提案者からの説明もあったんですけども、結局そのPRが足りないというのが問題であって、この、やっぱり方針としては、私はまだ目的を達成したとかいう段階には来てないと思います。もうちょっとしっかりとPRしていただいて、商品を買っていただく方に、その中のプラス1円という意味をしっかりと説明していただきたいと思います。そういう意味でいえば、ずっと事務処理が煩雑というところはちょっと分からないんですけども、ぜひこれはやはり日南町のPRのポイントとして継続していただけたらなと思っております。

ただ、その下の今の道の駅のオフセットの関係で、これについては正直、今の、結局使われた、排出CO₂をもう、そこに本来は制限をかけながらCO₂削減を図っていくということなんですけども、出たものに対して、そのままぽんと補填するという形で、将来の、どういうんでしょうか、在庫、すぐ食いつくしてしまうというのはもう見えた状況でござ

います。これについては、本当に言葉だけで全く意味をなしてないのかなというのが正直なところでございます。ですから、前段のほうはちょっと残していただいて、後段のほうの道の駅の分を削った形で意見として出せばどうだろうかと思いますが、いかがでしょうか。（「後段を削る、逆じゃない」と呼ぶ者あり）すみません、逆です。すみません、失礼しました。

○荒木委員長 岩崎委員、要するに1円のこの事業としては残すということですよ。

○岩崎委員 そうです。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私は、道の駅ができたのは、前増原町長の時でした。1品1円というアピールもされてきましたけども、私は導入当時から、そもそも本当に町のCO₂削減のことをするなら、同僚議員がおっしゃったように、根本的に排出を減らすことを取り組むべきだと、町として、ということです。ですから、実務的にも非常に煩雑だし、現実には店によって内税であったり、外料金、1円の表示だったりするわけで、中村町長に替わったわけだから、前町長がやられた趣旨をそのまま踏襲する必要はないじゃないか。本当に環境の町をアピールする方法は、J-クレジットでもあるし、CSRでもあるし、本当に日南町が環境問題に取り組んでいるということは、もういっぱい日常の業務の中で取り組んでいられるので、1円の表示をあえてもうやめたほうがいいと私も考えます。すっきりして分かりやすいというふうに思います。

○荒木委員長 つまり、取り上げるということですね。

○久代委員 はい。

○荒木委員長 そのほか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、道の駅を造ったときの、それこそ、先ほど久代委員がおっしゃいましたけど前増原町長がキャッチコピーとして、僅かな1円でもこの環境に自分たちも協力しているんだという自覚を持った道の駅を目指して設立されました。先ほどおっしゃいましたけど、今、J-クレジットの販売であったり、CSR活動に参加している企業にとっても、やはりこういった活動をやっている町なんだということは、やはり重要なことだと自分は思っております。ただ、問題は、大西委員がおっしゃいましたけど、その趣旨を今の経営者がいかに理解しているのか、今の執行部のほうがどれだけ重要視しているかと、それは十分促す必要があると思います。それと、当然この趣旨にのっとるなら、自ら身を切

る活動として、自分とこのCO₂排出量を減らしていく努力も心がけてほしいというのがあります。だから、本当、岩崎委員がおっしゃったように、文言を変えて、ただ、本当自分もまだ、もうしばらく1品1円のキャッチコピーは残してほしいという思いがあります。

○荒木委員長 簡単に言いますと、中身を変えて取り上げるべきというふうに理解すればいいですか。

○近藤委員 はい。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岩崎委員、近藤委員と同じようなことですが、やっぱりこの1品1円というのは継続したほうがいいと思います。そういう形でアピールするということはいいいことだと思ってます。ただ、ここにもあるように、やっぱりトマト加工とかレストランとかもしっかりと分かるような表示というのは必要だし、PRも必要だと思ってます。

それと、後段のCO₂排出ゼロの道の駅、もうこれははっきり言って取り下げ、まやかしであるので取り下げたほうがいいと、やめるようにしたほうがいいと思います。

○荒木委員長 という意見で、1品1円については継続したいという意見というふうに。ただ、私も思うに、例えばラーメンを買う、ラーメンをレストランで食べるときに、1円をつけると、1品から、例えば、幾らだったか、649円プラス1円のような、メニューにしてあれば別に問題はないと思うんですが。そういう意味じゃないですか。

大西保委員。

○大西委員 レストランを事例に挙げますと、今はもう食券制度なんで、もう1,000円だったら1,000円、だから全く分からんわけですよ。確かに領収書のところに小さく書いてあるかも分かりませんが、もうどこにもその1円、皆さん方の食べてるもの、当初は1皿1円だった、1皿。それで6つで6円とかいうので大変だったんですけども、それはやろうということなんです。

私は、最後にここに書いてある、やめてはどうかなので、やめるべきとは言っていないです。どうかで、もしやるならば、先ほど言いましたように、きちっと表示も来客者には、そういうアピール知らない人が多いんですから。町内者は分かってるって今まで買ったから。だから、町外の方にも分かっていただくように、そういったきちっとしていただきたいのはあるので、という思いもあります。同僚委員も言っていたいてますんで、そこまでにしときます。

○荒木委員長 今、いろいろ意見が出ましたが、大半はこれは取り上げるべきだという意

見ですが、その中身が若干違うんですよ。1円の取組を続けるべきか、やめるべきかという、ちょっと意見が分かれましたが、私が仮にこれをちょっと内容を精査するに当たってはっきりしといていただかんとできないものですから。

久代安敏委員。

○久代委員 私は、1円はもうやめたほうがいいと当初から思っていました。ですので、要は消費者ですよ、道の駅もレストランもトマト加工も利用される消費者に面倒くさい、取立てじゃないけど、1円と、表示そのままが私は煩わしいんじゃないかなと。確かに1円出すことで環境に貢献しとるんだという意識を持ってもらうこととは別の問題だと私は考えますので、この際、1円も思い切ってやめる方向で検討されたほうが物の整理がしやすいと思いますが、どう思われますか。

1円の表示をもっと丁寧に分かりやすく、消費者ですから、消費者に1円という、食事された方は1円の寄附になります、それ、ガラスの正面に1円って表示せないけませんよ、本当にしようとしたら。あなたが御飯食べられたのは1円の寄附になってますという、物すごい大きなポスターでも掲げれば別ですけども、その意味が、そういうことまで理解してもらうことにエネルギーを費やす必要があるのかどうなのかという点を私は思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど委員長のほうからもありましたが、私はやはりまだまだ1品1円という、そういうものは、先ほど来、お話にもありましたし、一般質問でも大西委員が言われましたが、もっと大きくあちこちに表示したり宣伝して残すべきだと思います。簡単に言やあ、各テーブルの上にも座って、物ができるまで読んでいただけるような形にするとか、そうして残していただきたい。後段の160万円の分はもうやめるべきだと考えておりますので、文章が非常に長くて重たいですから、そこら辺を委員長のほうで整理いただいて、すっきりとした形で、いわゆる検討せえと、もうそろそろいろんなことをというニュアンスで提示すべきだと考えております。よろしくお願いします。

近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど久代委員がおっしゃいましたけど、大変納得します。要するに1円を廃止するかしないかということで。問題は消費者に対して、その1円がどういう使われ方をしているのか、どういう意義があるのかという説明が足りないということなんで、もしこのレストランとか、空いたスペースに、あなたの1円がこういうことに使われましたという展示であったりパネルを用意することによって、この1円の重みが十分増してくると思

います。だから、この1円は、やはり続けていって、若干まだ続ける余地があると思います。

○荒木委員長 それでは、1円については続けると。もう少しアピールしてくださいというようなことになりますよね、ポスターを。ということで理解しましたが、それでよろしいですか。

久代安敏委員。

○久代委員 提案された大西委員からも、やるならばと、1円をね、継続するならばという意見もあったし。ちょっとこの項目は委員長が文章をつくり直して再提出するというこのほうが、何かいろいろ議論が噴出してますので。今、文言を決められるのはちょっと無理じゃないかなという気がしてますけど。

○荒木委員長 いや、文言については私のほうで案を出させていきますというので、最初にもう皆さんに了解していただきましたから、それでいきます。で、今の皆さんの委員の意見をまとめると、1円のこの事業は継続するというので、一応中身をちょっと精査させていただきます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、続いて、企業支援対策事業について出ております。

日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金を早期に再給付すべきであった。我々は2021年3月定例会の一般質問や2021年4月27日の新型コロナ第4波対策申入れなどで数度にわたってこれを求めてきたが、町が令和3年1月に遡って応援金の再給付を提案したのは9月定例会の一般会計補正予算であった。この間、多くの事業者が令和2年中よりさらに苦しい経営状態へ追い込まれた。今後、このような対策の後れをなくすよう求めるという意見ですが、これについて。

岡本健三委員。

○岡本委員 書いてあるままなんですけれども、応援金の支給というのが9月になってしまって、皆さん苦しい方が多かったので、それについてちょっと今後は、コロナもいつまで続くかまだまだ分からない状況ですので、早め早めの対応を心がけていただきたいなという、そういう趣旨です。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この文章の中の、我々は2021年3月というふうにあるんですが、ここは何かすごく違和感を感じて、これは一個人の、多分意見だと思いますし、それと、町の

ほうも対策事業はやって、世間一般っていうか、社会情勢を見ながら迅速に対応してますし、今回も割引券ですか、も出てますし、今回の件はちょっと令和3年度ですから関係ありませんけども、やってますので、特にこれは上げる必要はないと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 では、これは取り上げないということにいたします。

次、11番、空き家対策協議会の委員報酬が支給されていない。なぜ支給されなかったのか要因を分析され、対策をされたいという意見です。

大西保委員。

○大西委員 予算のときはちゃんと2回分上がっておりました。それで、聞き取りのときに1回実施しましたと。じゃあ、報酬払われましたか、要するに決算書のほうに余ってなかったもので、お聞きしますと、あっ、よく調べてみると払ってなかったということなので、こういうことは小さなことじゃないんです。やっぱり読むというのをきちんと要因分析しないといけない、そして、対策しないといけないんで、ほかの課にも関連するので、これについてはきちっと精査していただき、要因分析していただきたいという意味で上げております。

○荒木委員長 これに対する、いや、取り上げなくてもいい、よろしいという意見はないですか。なければ採用というか、取り上げます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その次、12番の水質検査費用の支払いについて、4事業所の費用を執行しているが、汚水流出しているセントラルファームについては事業者が負担すべきである。

これについて、皆さんの意見を伺います。

大西委員。

○大西委員 決算審査のときに、その水質検査のトータルの費用だったもので、各事業所という項目を、4事業所ですか、あったので、その内容を昨日、追加資料で添付していただきました。この金額、トータルについては予算のほうで、どういうんですか、オーケーをしておりますので、これについては昨日、追加資料が出ましたので、この内容につきましては私は取り下げたいと思います。

○荒木委員長 いや、本人が取り下げるのであれば、これはよろしいかと思えます。

○大西委員 これ、予算の決算の状況を確認したわけでございますんで、出てなかったら、これ載せるべきと思っとったんですけど、昨日出ましたので、私は今回、これを内容を見

た上で、今後に参考したいので取り下げたいと思います。委員長、お願いいたします。

○荒木委員長 12番は削除したいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、13番、環境立町推進協議会や環境審議会では、環境問題のごく一部についてしか話し合われていないようである。専門家を招いた講演会などを開催し、地球温暖化、マイクロプラスチックによる環境汚染、河川の再生、生態系の保護、農薬の危険など、様々な問題などについて多くの住民が問題意識を共有し、新たな事業に取り組む機会を設けるべきということです。

岡本健三委員。

○岡本委員 今、環境立町推進協議会の定期総会の資料が来てましたので、これを拝見すると、2年度、これはこれで非常に有意義な活動をされてまして、ごみを回収するとか、小型家電の回収、不法投棄の防止ですとか、ごみの減量化、分別の推進、あるいは特定外来生物の駆除対策というようなこともやっておられて、これはこれで非常に価値あるもので、こういう活動は続けていっていただきたいと思います。

ただ、それプラスして、やっぱり今、最新の問題としては、温暖化の問題、それから、マイクロプラスチックの問題といったようなこともありますので、もうちょっと広い範囲で、例えば西部広域のごみ処理問題がどうなのかと、将来のごみ処理について本当にどうしていったらいいのかっていうような問題も含めて、ぜひ住民の方に積極的に取り組む機会をつくっていただきたいと私は思いますので、意見として取り上げてもらいたいと思います。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この環境立町推進協議会や環境審議会も開催されてて、回数の問題はあたりはしますが、開催はされてますし、その中で議論をされてることもあります。それから、ここにあります地球温暖化、マイクロプラスチックによる環境汚染等、これは最近テレビ等々でもいろいろ報道があつたり特集もされております。これを云々かんぬんということもそうですし、機会を設けるべきっていうのは、これは予算に絡む問題でもありますし、ここでどうのこうのと言うべきもんでもないので、これは取り上げる必要がないと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 いろんな活動はされてるんですけども、非常に限定的ですよね。だから、焼却場をどうするのかっていうような、非常に今、ごみ処理の焼却場、清掃センターをどう

するのかっていうことが非常に大きな問題として今あるのに、それをちゃんと正面から取り上げた様子がないですね、環境立町推進協議会も、環境審議会も。そういう取組については、ほかの自治体でいろいろ先進的な取組もされてますし、ごみ発電じゃなくて、ごみをちゃんとリサイクルして、ごみを、いわゆるゼロ・ウェイストっていうんですか、ごみゼロっていうようなこともされてますので、そういったことに広く視野を広げていただきたい、そういうような働きかけを行政からもしていただきたいというのが趣旨なんですけれども、予算はもちろんかかるわけですが、それはまた、予算については予算審査のときに、どのくらい予算がかかるかということは議論しなきゃいけませんけれども。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 あえてちょっと環境立町推進協議会で、2年ほど前に、津山のクリーンセンター、今、添付資料に写真が出てると思います。これは津山のクリーンセンターです。本当に、議員の皆さん、一度、ここで言うのはあれですけども、本当に見に行ったほうがいいなという形。そして、ごみの焼却の話が出ましたけども、決算委員会でちょっと申し訳ない、決算委員会でこんなこと言うのあれですけど、東部のほうでは河原町に、もうほぼ完成したんじゃないかと、まず情報をつかんでおきまして、そういったところも勉強しに行こうと、ごみ処理、分別、いろいろなことを勉強できる。それで、この津山については、本当にリサイクルから太陽光、それからいろんな発電、それから最終処分のこと全部そこに一貫でやっておりますので、そういったことも環境立町の中で、環境審議会のメンバーも入れて、一緒に、2年前に行った経緯がございます。こういう前向きなこともやっておりますので、今回はこの内容についてはいいんじゃないかと、取り下げてはと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 環境問題は本当これからの町にとって重要な課題です。ですからね、やっぱり住民に分かりやすく環境審議会の委員とか、環境立町の委員とかだけでなく、とかくそういう審議会は一生懸命議論されていますけども、なかなか執行部がつくった案について十分議論が深められないということもあるし、やっぱり住民参画の形でごみ問題、環境問題をしっかり議論して、それを行政予算に反映していくということが必要だという趣旨の文言ですから、私はこれは取り上げるべきだというふうに考えます。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 ここに多くの住民に問題意識を共有する、確かにそれは一番いいことでございます。そのためにメンバーは各まち協から2名から3名出させていただいています。そして、

その代表者もその内容を持ち帰って、各まち協でこういうお話があったよと、そこでは各まち協でいろいろ、そして自治会に。そして、また町は町としていろいろ広報してると思いますので、やはりこの中で、問題意識を共有し、それからごみ捨ての問題もありますんで、いろんな面で検討やっておりますので、もし問題あれば、各まち協さんなり、また推進委員会、協議会のメンバーもおりますので、来ていただいて、ここについての、あえてこれの内容につきまして載せなくてもいいんじゃないかと思います。

○荒木委員長 もう一人、別な方がおられますので。

近藤仁志委員。

○近藤委員 議会で今、載っております環境立町推進協議会、環境審議会の活動の内容について、議会からこういう活動しなさい、ああいう活動はちょっと不適切ですよというようなことを言うべきかどうか、自分、ちょっと疑問に感じております。したがって、自分の考えとすれば、やはり環境立町推進協議会や審議会のメンバーの方で、おのおのが活動について検討し合って、計画を練られるのが筋だと思いますので、この場で議会として、こういう制限を加えるようなことは控えたいと思います。よって、載せる必要はないと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと勘違いされてるかもしれないんですけど、何もそんなに環境立町推進協議会でこれしかしちゃいけないとかっていうようなことを言おうとしてるんじゃないかと、むしろ、ここにも2行目に書いてありますけれども、専門家を招いた講演会などを開催して、久代委員も言ってましたけども、その推進協議会以外の人たちにもちゃんと知識と問題意識を共有していただくということです。

という面と、あと、私が言いたいのは、むしろ行政側の意識として、津山のクリーンセンター見に行くのは別に悪いとは言わないんですけども、やっぱりそちらの、今までの流れが、このごみ発電をして、大規模な処理場を造るという流れがあったんで、そちらに固まってしまっていて、今、環境問題の流れが、ごみ発電はやめると。プラスチックをとにかく再資源化する、あるいはごみを減量化するという方向に向かってますので、この機会にそういう広い、新しい要素を取り入れて、もう、むしろ住民の、今、町が勝手にと言っちゃいけません、町と議会が中心になって西部広域による広域化というのを進めようとしてるわけですけども、そういったことももっと住民の方に広く御意見を伺って、むしろ住民の方がどうしたいっていうような、そのくらいの意見が出てくるまで、徹底的に住

民の方の話合いの場を持ったほうがいいんじゃないかと私は考えるので、ぜひ採用していただきたいです。

○荒木委員長 意見が割れておりますが、そのほかの発言されていない委員の方はどうでしょう。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いろいろと全ての事業が目標を定めて、具体的な数値を持って、それを達成したか、K P I みたいな形でできるものではありません。特に住民の意見とか、思いとかいうのは、やはり吸い上げていきながら判断するしかない、具体的な数値って出ないものです。ですから、この事業、どこまでやればいいのかっていうのは、それは、だからこそ、こういうような組織をつくって活動を図っていらっしゃると思うわけです。ですから、なかなか、トータルでいえば、予算もある、その中でどこに力を入れていくか、町長の政策であります。そういうところに対して、議会がこういう、方向性はいろいろとあるんですけども、ある人は環境が非常に大切だと言われる方もいらっしゃいます、ある方は災害対策、防災って、いろんな分野があります。全てを完璧にいくっていうのは難しいんですけども、あえてここに、そういう中において、この環境のところに対して議会として意見をつけるっていうのはどうなのかと思うわけです。特に住民の意識を高めるということも発言にはあつたんですけども、やはりこの環境立町の推進協議会の中で活動的なものとしては、やはりまち協との連携的なこともあります、実際やつとられます。各地域振興センターにはリサイクルのボックスがあつたりとかいうこともありながらやってるわけですし、地道な部分もありますけれども、だと思ふんですけども、決しておろそかになつてると私は思っておりません、活動自体がですね。ですから、あえてここに、こういうような表現で上げる必要はないと思います。

○荒木委員長 皆さんの意見を大体伺いましたが、ここであえて取り上げる必要はないという意見のほうが多いように思いますので、これは削除させていただきます。

次の14番ですが、これは特別委員会のほうに、空き家ですので。（発言する者あり）でいいんじゃないかなと思います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これを住宅政策の特別委員会のほうでということですけど、前の10番もですけど、住宅政策というのが解体まで含むのか含まないのかということ。要するに、ですね、その住宅政策というのはこれから先の政策に対してのことを検討するので、前のほう

の5番や7番はやぶさかではありませんけど、そこまで住宅政策で話し合うのが適切でないのかどうなのか、当委員長とすれば、ちょっと考えるところですが、その辺ちょっと若干伺っておきたいと思います。

○荒木委員長 という意見ですが、ほかの委員の皆さんはどう思われますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは私が出したんで、趣旨を説明しますけれども、別に空き家のことを取扱い、空き家というか、空き家の取壊しのことを取り扱ってくれと言ってるのではなくて、それはもうやってるんです、御存じのとおり。やってるんで、ただ、この間もありましたけれども、この協議会に非常に地域の事情もよく御存じの専門家の方も来られてるということなので、むしろ、その危険の除去だけじゃなくて、空き家の活用というほうにもちゃんと話合いを持って行ってほしいということなので、後半に活用、協議会の開催回数を増やし、空き家を活用する方法などを検討すべきであるというのが意見ですので、住宅政策に関わりがある意見なんですけども。

○荒木委員長 というふうに私は思いましたが。

久代安敏委員。

○久代委員 住宅政策の特別委員会で、当然、解体撤去の問題も包含、含めて議論しないといけないと思います。立地条件のいいところに必ず解体して、定住住宅を建てようとかいう話は必ず出てきます。だから、撤去のことも当然包含した特別委員会にしなければならないと思いますので、近藤委員が委員長ですけども、この問題も住宅政策の委員会で取り上げていければいいかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 久代さん、副委員長で、近藤さん、委員長であります。検討を2人で、取りあえず。

久代安敏委員。

○久代委員 それじゃあね、この⑭番は住宅政策の特別委員会で取り上げるように、委員長とよく相談して議案に上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○荒木委員長 ということで、じゃあ、特別委員会のほうにこれは行きますので、ここで削除といたします。

まだ時間がありますので、もう少し行きたいと思います。

環境保全対策事業についてです。

塵芥処理事業、環境審議会の目的は、環境計画と実績数値を毎年確認、または審議する

ことである。一般廃棄物年間回収量と1人当たりの排出量の記入は1年後になっている。清掃センターの数値（決算調書）を記入すればよいのではないかということですが。

大西保委員。

○大西委員 私は、環境を、この活動を平成22年からこの環境管理計画ができて、もう3期、12年ぐらいなるわけです。当初の数字を記入から、途中から変わって、特にこの廃棄物量は途中から、1年後でないと分からないというようなことがあったわけでしたけれども、環境審議委員会で話しするのは前年度実績に対しての当初の計画と前年実績に対してどうなのか、今後どうしていくかというのが一番大事なのに、極端に言ったら2年前の数字しか分からない。ではなく、私は実際に清掃センターで数字はもう分かっているわけです。そして、それを人口比にすれば十分賄えるんで、そういった環境を、そこを入れると全ての項目がほとんど埋まるわけです。この2項目のために12月までできませんということで、じゃあ6月の審議会、2年前のデータでやるのかということありますので、私自身は本当に日南町の廃棄物量、1人当たりどうかということを本当に町民にアピールしていき、目的は減量化してくるのが大事なんで、ああ、そうかと、こういうこともリサイクルとか、逆にリサイクル率も、あるときはぼんと下がったり上がったりしております。そういった要因分析するのは審議会の中のメンバーなんで、やっぱり生きた、つい最近の、最新のデータを入れるべきということで、せっかく決算調書に載っておりますので、それを流用すればいいんじゃないかというのが私の意見でございます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 先ほど、先般、この内容について説明を住民課のほうから説明を受けたわけですが、その最終排出量というのを環境省があれする、最終排出量の決定が1年後れになってしまうという説明でありました。それによって日南町の焼却場で処理された廃棄物の量を括弧書きで参考として載せてあるので、その日南町の方はそちらでお願いしたいというようなあれですけど、そういう形を、そういうのを理解して検討されたら十分、その年の反省であったり、来年の目標数値が出て活用できると思いますので、自分はこれは、前回の住民課の説明で若干理解できましたので、これは上げる必要はないではないかと自分は考えました。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 次の16番も若干関連するんですけども、私、この15、16は、確かに住民課からも説明を受けてますので、特に取り上げる必要はないと思います。削除でいいと

思います。

○荒木委員長 16番も同じ塵芥、ちょっと内容があれですけども、16番は塵芥処理の在り方を……（発言する者あり）ちょっと待ってください。今、一緒にというような話が出ましたので、ちょっと読み上げさせていただきます。塵芥処理の在り方を住民とともに根本から考え直すべきであると、単純に整理されてますが、このことと、15番の、先ほどの排出量の記入のことについて。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 そうしたら、15番は15番、16番は16番ということで、15番に関しては削除でよろしいと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私は、これ、ずっと毎回言っておりまして、本当に計画書と実績を見てください。本当に環境審議会で、1年、2年前のデータを、極端なこと言いますよ、それでやっとならぬですよ。そして、2年ほど前の数字でいくと、100トン以上違うんですよ。それは、産業廃棄物を一般で、それ以外のところのプラスアルファとか言われますけども、大事なものは、数字がせっかく清掃センター取っておられるんですよ、十分だと、人口比にすれば。それはもう全然グラフで表したらすぐ分かるんで、そこでやらなければならないということが出てくるわけです。だから、2年前のデータと、どうしてもそれでいいと言われたら私もやめますけども、これで言ってもいけませんけども。言いたいのは、最新のデータは、せっかく調書出てるんだから、それを使ってはどうかという意見だけ言って、どうしても駄目であれば引き下げても結構です。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 15番についてですけども、私は上げてよいと思ってるんですが、ただ、内容としては、要はこの見え方として、この間の資料でいうと、平成30年度が全体量で、令和元年度が清掃センターだけの値になってるので比較ができないんですよ。なので、平成30年度の清掃センターの値を併記しておけば、そっちはそっちで比較して、全体量は全体量でやっぱり書いておく必要もあると思うので、併記するというにすればいいのではないかと私は思います。

○荒木委員長 ちょうど賛成、反対、半々という感じですが。

近藤仁志委員。

○近藤委員 半々なら半々でいいわけですけど。この内容の要求する数字というのは、

往々、環境審議会のほうから住民課のほうに、こういう方向で数字を今後出していただきたいというのは話していただければいいのではないかと自分、考えるわけですが。

○荒木委員長 要するに取り上げないということですよ、近藤委員は。

○近藤委員 はい。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 近藤委員、おっしゃったとおりだと思います。やはりそこら辺の数値の扱いについて、決まり事、決定すればいいわけですし、あえてここに書く必要はありませんし、ただ、この塵芥処理で何か議会として調査したいということであれば、委員会調査として実施すればよろしいかなと思います。ですから、もう数値の記入の仕方のルールをしっかりと決めていただければ済む話であって、あえてここで意見として上げる必要はないと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 大西委員、よろしいですか。

○大西委員 はい。

○荒木委員長 じゃあ、これは削除いたします。

16番はね、ちょっと単純で範囲がたくさん取れるような感じがするんですが、塵芥処理の在り方を住民とともに根本から考え直すべきであるという、ちょっと大きな課題になっておりますので、これについて。

岡本健三委員。

○岡本委員 確かに大きいです、課題としては。ただ、令和2年度の決算という意味でいうと、令和2年度、西部広域の基本構想という議論が、議会ですとか西部広域ではされてたわけですがけれども、その情報共有が全く住民の方とされていなかった。一部市民団体が要望して説明会を開いてもらったというのはありますけれども、町として主体的にそういった活動をしてないわけですよ。それは非常に令和2年度の決算として問題になった。そここのところをやっぱり、今からでも遅くないので、西部広域の問題、それでいいのかどうか、本当にということを、まずまず住民の方に知っていただいて議論していただくということをするべきで、併せて、広く、ごみ発電に限らず、どういった方法でごみを集めてリサイクルしてっていうようなことも併せて住民の方と一緒に考える必要が出てくると思いますので、それでこういう書き方にしましたけども、ぜひ採用していただきたいと思います。

○荒木委員長 そのほかの委員の方の意見を伺います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まさにこういうところが非常に難しいというのが、人によって捉え方というのがすごく変わると思います。西部広域のそういう組織、団体もあり、もちろん各市町村も参加して行っとなる中の情報をどこまで、決して公開をしてないわけじゃない、その議論する雰囲気盛り上がってないというようなお話だと思うんですよ。ですから、その議論を盛り上げるべきであるかどうかというところに対して、まさにこの議会で意見として取り上げるかどうか、ちょっと決算の審査の位置づけではないと思う。本当にこれが議会として非常に重要なものであるとすれば、この決算審査とかいう場ではなく、もっと常任委員会あたりで調査をするとか、そういうような方向性を持たすべきであり、決算審査とはまた違った調査すべきだと思いますので、ここに上げるべきではないと私は思います。

○荒木委員長 そのほかの委員の方の意見を伺います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、先ほど言われたように、もしくはあれば、また常任委員会でも開いていただいてということにいたします。では、これは削除いたします。

それでは、休憩をします。再開は13時、午後1時からといたしますので、よろしくお願ひします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

17番の国民健康保険特別会計からいたします。では、一応読み上げます。

17番、SDGs未来都市として持続可能な町を目指すため、3億円以上ある財政調整基金を生かし、18歳以下の子供の均等割を全額免除すべきであるという意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 お子さんの国保の均等割ですね、全く収入がないお子さんが税を取られるというような状況に今なっております。国が半額免除するというような話が出てますけれども、ここはやっぱりもう半額を町で免除していくべきというふうに考えて、この意見を採用してもらいたいと思います。

○荒木委員長 採用すべきという意見でしたが。

久代安敏委員。

○久代委員 私も大賛成であります。手法はいろいろあるわけですが、一般財源を投入してもいいし、取りあえず基金もあるしということですが、国保の被保険者の子供

の人数も知れてます。総額百何十万だったか、均等割の部分がね。ですから、町長が決断すればいいことなので、これ、すぐにでもやってもらいたいと思います。

○荒木委員長 採用すべきという意見ですが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 議論はあると思いますが、決算審査にはなじまない項目だと思います。

○荒木委員長 なじまないという意見が今出されましたが。（「賛成」と呼ぶ者あり）

それでは、なじまないということで削除いたします。

続いて、18番、新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷病手当は被用者のみでなく、事業主も対象とすべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ、令和2年度の決算ということで、決算というか、実は予算に入っていないんですけど、何度か求めたんですが、結局予算にも入らず、ということは決算にも入っていないということで、だから予算に入れてほしかったという、傷病手当。被用者の分は国がお金を出すということ、手当ををするというで、それは町も対応すると。実際にはまだ、罹患した方が、はっきりと罹患して求められてるっていう方がいるとは聞いてないので、出た場合にとということなんですけれども、事業者の方といっても、非常に小規模の方多いですし、もし病気になって自分が働けなくなったら、もうその場で即困ってしまうという形もたくさんおられると思うので、その中で被用者だけで、事業主が対象外というのは、これはおかしいと思います。ほかの市町村でもやってるところはありますので、鳥取県でも岩美町はやってますので、事業者の対象の傷病手当を。ぜひこの意見採用していただきたいと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 もともと傷病手当金は健康保険、要するに共済であるとかいうような、協会けんぽの健康保険と国民健康保険があって、それは業務外で病気したりけがした場合に傷病手当金を請求すれば支給されるものであります。それが、これを従業員が給料の保証のために、会社であったら、これは傷病手当金、これは保険のほうから出るわけ、会社から給料出ませんから、そういう保証なんです。

それで、事業者というのは、これについては、実際には給料がいろいろあるわけです。傷病手当金を渡す場合でも社員の場合は3日間連続して休んで、それ以降、傷病手当が入るとかいう基準になって、社長ははっきり言いまして自由なんですよ。金額も100万で

ある、給料、200万でもいいんですよ、極端なこと言いますよ。そして、10万でもいいんですよ、それは。でも、そういったことはもう制度としては成り立たないので。これは、それよりも減税措置であるとか、そういった措置を事業者に対してはされてますので、あえて傷病手当という形で支給とかいうのは必要ないと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 事業主は自由に収入を定められるということでしたけども、それは大きい企業である程度収入が余裕があるという場合でして、そもそも国保を使ってるという段階で、非常に小さな事業主の方、小規模な事業者の方ということで、そんなに、5人でしたかね、それ以上大きくなったら、もう自動的に国保じゃなくなりますので、そういった小規模の事業主の方も、ふだん、こう言うては何ですけど、本当にぎりぎりのところで事業をやっておられるような方に対しては、やっぱり被用者の方と同様に、当然、傷病手当出すべきだというふうに考えます。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 今、事業者で5人以上だどうの言われましたけど、事業者でも2人でも3人でもということで、実際に100人抱える社長も実際は国保しか入れないんですよ。通常の従業員は具体的には、協会けんぽであるとか、こういう会社が入る健康保険に入れるわけですけども、事業者は、社長は、経営者とかいうの確かに入れないんです。だから、国保しか入れないと思ってますんで。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 この案件も先ほどと同じく、決算審査には載せるべき案件ではないと思いますので、削除でいいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岡本委員。

○岡本委員 ちょっと確認は必要ですけども、事業主も協会けんぽの対象になったと思います。一遍確認して、そのページがすぐに出てこないんですけども、一遍確認しました、それは。

○荒木委員長 その保険に関してのことはまた調べてください。

じゃあ、これも削除といたします。

19番目、後期高齢者医療特別会計の全般について、後期高齢者だけを被保険者とするリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう国に働きかける必要がある。

古都勝人委員。

○古都委員 これも同じく、決算審査で議論する内容ではございません。こういう意向をお持ちの方があれば、発議等してもらって、ゆっくりと議論をすればいいことなので、決算にも上がってきておりませんので。

○荒木委員長 岡本委員。

○岡本委員 決算にちゃんと後期高齢者医療特別会計の決算上がってきております。令和2年度。その中で、唯々諾々と国の制度に従って、決算報告されてるわけですが、そのこと自体に問題があるという、そういう意見であるので、ぜひ取り上げていただきたいと思えます。

○荒木委員長 いや、保険制度を改めるという意見であれば削除したいと思います。

続いて、20番、福祉保健課の高齢者等タクシー助成事業について、免許取消しや免許停止の処分を受けた住民も有効な免許を保有しないという点で、免許を返納した住民や免許を取得していない住民と何ら変わることはない。住民の福祉の増進という地方自治体の基本に立ち返り、住民へ平等に行政サービスを提供する観点から、免許取消しや免許停止の処分を受けた住民へも日南町お出かけタクシーチケットを交付されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これは一般質問でも私やったんですけれども、令和2年度の予算である事業なんです、その中で、こういうことがあった、免許取消しになった方には、お出かけタクシーチケットを交付しないということがあったんで、これは、例えば、だから、生活保護といえば生活保護、犯罪を犯して生活保護というか、苦しい状況になった人には、生活保護を出さないとかってというようなものと同様のことになります。生活保護は生存権の問題で、こちらは平等権の問題だから、生存権は重要だけど、平等権はいいんだみたいな話もありましたけれども、決してそんなことはない、生存権も平等権も両方大事な権利ですので、ぜひこの意見、取り上げていただきたいと思えます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、2年度の決算ですけど、2年度は免許取消しの方にも交付されたと聞いております。3年度から要領を変えて、交付されないという決定で施行されておりますけど、そのときに話し合った内容であります。これは2年度には交付されたというように認識しておりますので、これは内容についてはその節に皆さん方と協議した、自分も意見を述べた経緯がありますので、これは上げる必要はないと思えます。

○荒木委員長 私も2年度についてはチケットを交付されたというふうに聞いております。

ですから2年度の要するに決算審査でありますので、2年度の中には該当しないというふうに思いますので、これ、削除したいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

次、介護保険事業の21番について読み上げます。介護福祉人材育成奨学金貸与事業では、専門学校等を卒業後すぐに日南町へ移住し、町内の事業所へ勤務しなければ返還免除とならない。しかし、町内の住宅が十分でない上、町営住宅などは空き室があったとしても事前の予約はできない。また、様々な事情で町内に居住できないことも考えられる。町内事業者で勤務していれば、居住地は不問とすべきである。さらに奨学金の返還猶予期間を受け、卒業後数年経過した後に町内事業者へ就職し、4年間勤務した場合でも、奨学金の返還免除を認めるべきであるということですが、住宅問題も一緒に入っとるような感じですが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 中身的には内容的には直接決算とは関係ないんですけども、ただし、前回議会と町民との意見交換会の中で出てきて、先般の経済福祉の中で意見交換会の内容について、福祉会やら福祉保健課関係部署と話を聞くということで調査をする形になっております。ということで、これについては上げなくていいんじゃないかと思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 自分、意見交換会の内容についても拝見いたしました。それで、この介護福祉人材育成奨学金貸与事業というのが、目的が町内に在住するというのが目的でなしに、町内就業を促進してほしいという趣旨に自分は取っております。よって、町内に住むことを求めるというのは要らないことだと思いますので、ちょっと文言は大変ちょっと要らんことが、自分から思や、町内の住宅が十分でない上、その後の云々は必要ないとは思いますが、これは取り上げてよいと自分は思いました。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この貸与事業について要綱が定めてあって、その要綱とおりに支出をしておるということであり、何だ予算の執行等に問題はないと。ただし、意見交換会の中で、やはりちょっと問題が、検討しなけりゃならない部分もあるということで、経済の委員会の中で調査をするということになっておりますので、再度ですけど同じことを申し上げます。

○荒木委員長 では、これは経済福祉常任委員会のほうで審査をしていただくということで、ここから削除いたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、介護保険特別会計全般について。厚労省の事務連絡、新型コロナウイルス

感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについてなどで定められているとおり、介護報酬の引上げが可能であり、それに伴い1割負担の利用料値上げがなされている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のためのデイサービスやショートステイなどのサービスは実質的に低下している中、利用者負担の増大はすべきではない。利用料値上げ分を町が補助するなどの対策を講じられたい。また、2億1,100万円の介護給付費準備基金を少しずつでも取り崩し、マクロ経済スライドによる年金の減少や消費税、新型コロナ禍などに苦しむ被保険者の負担を軽減されたいということですが、これについて。

岡本健三委員。

○岡本委員 御存じのとおりだと思います、この前半のところは1割負担しなければいけないですけども、利用料が上がっちゃってるんですね、ちょっとね、厚労省の通知で。それに対する利用料値上げっていうのをすること自体、することっていうか、福祉社会にちゃんと収入が入ること自体は大切なことだと思うんですけども、ただ、その負担を結局利用者に求めているので、それはその部分はやっぱり、利用者も新型コロナの被害者なわけですから、そこはやっぱり行政が何とかしてもらいたいということですね。

あと、最後の3行のところは、これももう前から、あれですよ、有名なマクロ経済スライドと安倍前首相の関係っていうのは非常に有名なわけですけども、そういった影響をもろに受けている被保険者の方に対して、負担軽減のために配慮をしていただきたいと、そういう意見でぜひ採用していただきたいと思います。

○荒木委員長 ほかの委員の皆さんの意見はございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これもまさに制度とかいろんな関係のことであって、直接的に決算と関係はないと思われます。よって、上げるべきではないと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 今、異議なしという声が聞こえましたが、削除ということで進みます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、23番の介護サービス事業特別会計公債費償還事務費ということで、あかねの郷の建設費などの日南福祉会の負担は平成27年度以降猶予または免除されている。人口減少などにより、今後も大幅な収入増が見込めない日南福祉会の負担金は全額免除とし、経営改善による収益の増加分は従業員の待遇改善などに用いられたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも毎度言ってることですが、結局令和2年度の決算でも全額免除という措置は取られなかったわけで、これを求めるという意見を取り上げていただきたいと思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これも何回も申し上げます。日南福社会と町との契約によって成り立っている事項でございます。その契約が誤りがあるとかいうこともありませんので、無効とかいうこともありませんので、その契約上こうなっておるということでもありますし、近年では免除という形を取っていらっしゃいます。何らここに上げるような、意見として上げるべき事項ではないと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、削除させていただきます。

6番、農林課についてであります。農業後継者育成対策事業、林業後継者育成対策事業について、農業及び林業の後継者育成事業を一般財団法人日南町産業振興センターに委託されているが、事業費を上回る委託料が支払われている。このことは、委託費の性格に照らして適切ではない。また、委託料と事業費の相差が一般財団法人日南町産業振興センターで蓄財されていることも問題である。年度ごとに精算され、過剰に支払われた委託料は返還を求めるべきであるという意見ですが。

古都勝人委員。

○古都委員 表現の字句は別として、内容的には当然指摘すべき事項だと思いますので、私は上げたほうがいいではないかと考えます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、これは残します。

次の、日南町林業成長産業化モデル事業の中で、令和元年度から繰越しとなっていた事業の第2団地地下水調査業務は電気探索を含めて3,700万円の事業であったが、水質検査の結果、工業用水として適さないことが判明したことは重大な問題である。木材団地全体の水源確保について、再検討を急がりたい。

久代安敏委員。

○久代委員 この件は、決算の監査意見にも明示、記述されておりました。書いてあるとおりであります、やっぱり3,700万という巨額の税金を使いながら、結果として適さ

ない水であったということは重大な問題だというふうに考えます。第1団地、第2団地も含めて、やっぱり水源確保の再検討、もともと第1団地の水不足から発生したので、事業繰越しになった経過がありますので、特に決算審査で指摘したいと思いますし、もともと第1団地も第2団地も県の資源センターの残土埋立地なんですよね、あそこは全部。ですから、どういう水が出てくるか分からないということは予見できたとも思います。ですから、電気探査もやられて、いろいろやってみられたけど、結果的に水が悪かったということですので、そういうこともしっかり再調査して、再検討をされるべきだと。それから、バイオマスの進出についても慎重に進めていただきたいということも、ここには書いてありませんけども、やっぱり水が第一ですから、そのことを申し上げたいと思って提案しました。

○荒木委員長 ももとは第1団地の足りない水をとということであったわけで、金額がちょうど3,700万だったかどうか……（「それは四捨五入してます」と呼ぶ者あり）ほんなら、これはちょっと確認をしましょう。この件について、皆さんの意見はどうですか。ほかの方、委員の方の意見は。載せるべきか、載せないべきかというのを聞いているわけですから。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分、載せることに問題はないと思いますが、ただ、3,700万の大きな税金を使ってやった事業で結果が出なかったということが重大な問題だということ、これは理解できます。その後の、結論として、木材団地全体の水源確保について再検討を急がれたいというのと結びつかないわけなんですよね。3,700万を使ったことが重大な、使って結果が出なかった、ある程度想定できたんじゃないかという、今、提案者の話でありまして。だけん、取りあえず自分は一番最後の文言とリンクしないというのがちょっとネックになりますので、その後ろを削っては欲しいと思いますし、結論をほかのことに何か結びつけたら、やっぱり3,700万を使ったということは大変大きな失敗ではなかったかということを目指したいと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 これから第1団地の造成で大建工業の関係の事業が始まりますよね。ですから、恐らく第1団地の大建も水を必要とする事業になると思うんです。あえて、第1団地、第2団地という、第1団地のことは書いてませんが、全体として団地の水源確保をしっかりとやる必要があると。何か、今後も第1団地の事業そのものの中でも水不足が出て

きはしないかなという気もちょっと危惧してますので、そういうことの意味も含めて、私は記述しました。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この件に関しましては、監査意見という言葉がよく出てくるんですけども、監査委員として申し上げましたのは、いわゆるこういうような最終的な完成というのは工業用水が出てくることだということをごさいますて、そういう工事にはこれまでの通常の契約のやり方であれば、そこまでの補償はできないという形になって、結局工事はしたんですけども結果が得られてないということを、それに対しての意見でして、井戸水が確かに出にゃいけんですけども、それができなかったという契約の在り方、そういうのは工事完成を、目的を達成するための方法、そういうような契約方法がないかということ进行调查して検討されたいという意見でございますので、若干捉え方が違っておりますので、ここでひとつ言うときます。

○荒木委員長 私も読みましたけども、当然特殊な事業ですので、掘って必ず水が出るとは限りませんわけですから、本当にそれについて契約のやり方があったんじゃないかというふうに私は受け取っております。これ、まず、これを取り上げるべきということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、取り上げるということでいたします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、林業後継者育成対策事業についてまいります。林業アカデミー設置の趣旨に沿って就職した卒業生全員が鳥取県緑の青年就業準備給付金の返還を免除されるよう国、県へ要望されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これ実は最後に確認すると、決算書には出てきてないんですけども、それはただ事務をやったんですけども、結局決算に間に合わなかったのも、決算というか3月の議会に間に合わなかったのも決算書には載せてないということで、実際には町が事務をして、国の全額補助金ということで実行されている事業ということなんです。ただ、以前から申し上げますように、卒業してもいろいろと条件がありまして、デスクワークみたいなもの、例えば木材市場でいってもデスクワークみたいなことをしてる人は駄目だとかいったような、ちょっと偏った限定がある。それがそもそも国勢調査の分類に基づいてるということで、林業アカデミーの設置の趣旨とはまた別のところに返還の免除の基準があるとい

うのが問題だと思うので、それを改善するようにぜひ要望していただきたいと思います。

○荒木委員長 そうですね、ちょっと私もこの青年就業準備給付金について、あまり詳しくないので、どうでしょう、皆さん、委員の皆さんで分かれば。これは、要するに町の決算には載ってないということですか、国か県の事業で。

岡本健三委員。

○岡本委員 本来載せるべきだったものなんですよ。町で事務をやって、国から補助金をもらって、その補助金を町で執行したというところで載せるべきだったんだけど、国の補助金額が決まるのが3月の議会の後だったから、要するに補正がかけられなかったと。なので、結果的に国からの補助金はゼロ、だから町も支出もゼロという形で処理してるという、そういうことです。事務自体は町でやってるっていうのは、この間の審査委員会でも確認しましたので、そういうことです。

○荒木委員長 ということは、令和2年度の決算には発生してないということですよ。

○岡本委員 だから、やってるんですよ、実施はしてるんですよ。

だから、私の説明が悪いかもしれませんが、予算にはまず入ってるんですよ。予算にはまず入ってる。予算には入って、当初、国の補助金と県、町のお金と両方使ってやるつもりで入れてた。ただ、実際国から来るお金っていうのが、どうも決まるのがすごく遅いらしいですよ。最終的には国が全額出してくれることになって、町、県はお金を出さなくて済んだということらしいんですけども、ただ、だから本来は国の補助金を入れて、町の分の予算は減額補正して国の補助金でやりましたという決算を報告をするべきなんだろうけれども、その処置が間に合わなかったというだけで、事務自体は町でやってるというのをこの間の委員会で確認しております。決算審査委員会、委員長もおられたと思いますけれども。

○荒木委員長 いや、僕もあんまりこのことについて分からなかったんですが、何か執行されてなかったというふうに。

○岡本委員 意見の趣旨は、それでそれはそのために言ってるのは2年度の事業ですっていうことで、趣旨としては卒業しても、例えば卒業して森林組合に就職すれば免除されるんですけども、卒業して例えば林業の営業をやってると、市場で、そういうデスクワークみたいなやってる人は返還免除されない場合があるんですよ。そういうのを全部合わせてひっくるめて、林業アカデミーっていうのは何も実技だけを教える場所じゃなくて、林業の知識も含めて全部教えてる場所で、林業分野で役に立ってくれる人材だったら貴重

な人材なわけで、同じように給付金の返還を免除したほうがいいんじゃないかと、趣旨としては。言いたいことはそういうことです。

○荒木委員長 という意見ですが、採用すべきかどうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いろいろとこういう補助の関係、先ほどもありましたけど、やはりいろんな部分で制限をかける部分が必ず出てきます。その中で就職先の内容によっては、結局対象にならずに、この額を返還しなければならないってことになるわけですし、目的としてこの要綱を定められた中において、業種的なものを定めてあるとなると、特にそれに対して決算審査で意見を言うべきことではないと思いますが。ということで、あえて上げる必要はありません。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしということですので、岩崎委員の、先ほど上げるべきではないというのを採用いたします。26番は上げません。

続いて、27番、山村振興一般対策事務について、指定管理者の契約期限が令和4年3月である事業者に対し、契約更新の可否を慎重に検討すべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和4年3月に切れる事業者はあるですけど、これも令和2年度の決算かと言われるとあれなんですけど、ただ、今指摘しておかないと多分もう12月の議会では多分指摘する機会はないでしょうし、3月の予算ではもう遅いですしということで今指摘しております。1社、フラワーセンターの管理者の業者さんがIT事業をやっている、実際にフラワーセンターというのを使うことがいいのかどうかということ、それをもう一度、絶対やめてくださいとは書いてないですし言わないですけども、慎重に業務の実態とか使用の実態を調査して、慎重に検討していただきたいというふうに思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに、執行部のほうが契約更新さえして、要件を定められて、それに沿った契約がなされていないときなら、その契約の条件を守るよという指摘はできると思いますが、今のところ粛々と要件に沿って契約はなされていると。それからフラワーセンターという建物の名称ではありますが、中で事業をする内容については、そんなにこのフラワーというものにこだわることはないよにあれには書いてあるはずですので、これは載せる必要はないと思います。

○荒木委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 結局、指定管理のまた契約期間が終わる前には公募をするわけでございまして、このフラワーセンターを活用して事業を行いたいという方が新たな人がありましたら、手を挙げられるはずでございます。かつ、今、指定管理を行っている事業者さんが引き続きやるとはどこにも書いてないと思います。新たな計画書を提出していただいて、それを審査して、委託契約を結ぶとかという形になりますので、慎重に検討すべき云々っていうのは全く関係ないと思います。ということで、取り上げない。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 使い方というよりは、そもそも実態として使ってるのかっていう問題ですね。フラワーセンターのアイビレッジさんという方が、IT事業なんて別にどこでもできますからね。多分一々日南町まで来てやってないと思います。それは調査しないと分からないですけども。

それで、確かに、もう一遍契約終わった後には公募はされるんでしょうけれども、こういう言い方もなんですけども、多分普通に公募しただけだとなかなか新しい業者さんっていうのは来てくれないんじゃないでしょうか。だから、もうむしろ町が探して、ここ入ってくれないかっていうようなことを積極的に言わないと、なかなか業者が替わるというようなことはないので、できればもっとあそこを有効利用してくれる方を探し出して、その方に使ってもらいたいというのが、この意見の趣旨です。

○荒木委員長 まず、私の趣旨としては取り上げるべきかどうかというのを伺いたいです。（「必要ありません」「決算審査になじまない」と呼ぶ者あり）

必要でないというふうに私も判断いたしますので、これは削除させていただきます。

次、町造林業について、去年の決算審査意見書でも造林事業の発注遅れを指摘したが、本年も町有林施業の発注が9月にずれ込んだため、当初予算の約6割を繰り越すこととなった。計画に沿った予算の執行は基本で、早期の発注が必要である。これは、去年の決算審査意見書で出りましたが、これ、また取り上げるということ、どうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 昨年決算審査意見書でも指摘したのに、なおかつ1年たたないのに、再度やったということが問題ですので、これは絶対取り上げるべきだと自分は考えます。

○荒木委員長 ということですが、皆さん、ほかの委員の方は。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 もう基本的にやっぱりそれが本当だと私も思うわけでございますけども、た

だ、冒頭担当課のほうから非常に申し訳ないというようなこともあって、今年の執行はしっかりやりますという言われました。確かに、意見として上げるべき項目だと思うんですけども、そこら辺のちょっと、謝ればいってもではなくて、去年も出しとったということもあるわけだけえ、何とも言えないんですけども、若干そこら辺りを考慮すべき部分があるのではなからうかなと思います。反対も賛成もないんですけども、すみません。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 やはり行政が予算を執行する上において、それは責任は明確にすべきだと思います。謝ったらいいというものではありませんし、それから、説明を受けたわけですけど、人事異動はこの行政については、執行部、行政ですね、これはつきものです。その言い訳というか、その原因が人事異動による発生原因であったということですけど、それは自分とすれば要因にはならないと自分は考えますので、やはり再度指摘、決算意見として取り上げていただきたいと思います。

○荒木委員長 という意見であります、取り上げることでよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、はい。（「取り上げる」と呼ぶ者あり）

久代安敏委員。

○久代委員 町有林の管理費が県から出向されていた職員さんが人事異動で、たしか6月に本庁に帰られたことがあったんです。この発注が9月になつとるでしょう。だから、業務の引継ぎがきちっとできとれば、本当はすぐ発注できる体制になつとると思うんです。ですから事情があるにしても、町有林はもう年次計画でいつも出しとるのでということですよ。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今お話がありましたけれども、人事異動は確かに言われるように理由にはならないかも知れませんが、今回の場合には特殊な事情で、いわゆる県のほうにも4月1日辞令を取りに行かれるということで、なかなか引継ぎのチャンスはなかつたろうと思います。なおかつ、先ほど話がありましたが、そういうような事情で遅れたということでも断りも議会に上がってされた経過もあるので、もうちょっと余裕を見てもいいんじゃないかと。今回は載せなくてもいいんじゃないかと考えますので、皆さんの同意がいただきたいと思います。

○荒木委員長 という意見が出ましたが、どういたしましょう。ほかの委員の皆さんの意

見を。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 いろいろ意見はありますが、載せなくてもよろしいのではないのでしょうか。

○荒木委員長 載せなくていいという意見と大体拮抗したぐらい割れておりますが。

（「委員長、決めたら」と呼ぶ者あり）そういうのが一番困るんですよ。どうでしょうね。あまり挙手で採決はしたくないのですが、もうちょっと説得力のある説明をしていただけばうれしい。

久代安敏委員。

○久代委員 くだいようですけども、町有林の入札が遅れたために6割の事業を繰り越している。繰越し明許については議会でも度々指摘しているわけですから、やっぱり繰越し明許はなるべく少なくして当年度の事業として執行してほしいという議会の意見もありますので、これは文言は若干手直しするにしても、やっぱり特に町有林の入札施業という重大なことなんで、取り上げるべきだと再度意見として申し上げます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 取り上げたほうがいいのかと思うんですけども、ただ、取上げ方として、ずれ込んだということは、いろいろ事情があってもずれ込んだということはそもそも計画自体がちょっと欲張り過ぎという可能性もあるんじゃないですかね、2年連続で。それはないと言われると困りますけど、いや、だから、そういうところも指摘したほうがいいのかと思ったんですけども。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私はこれは取り上げるべきと思っております。やはり計画書、よく議長も言ってるように年間計画でいつ発注してどうなのかということが、これが一番重要なこととございますので、特にこれは6割もずれ込んだということで、やはり意見書として重要なことだと思いますので、私はよく言うのは、いろんな原因は全て最終的には何でだっていうのは人に来るわけです、物じゃなく、いろんなことじゃなし、書類ではなく、人なんです。ですから、これはきちっと何で遅れたのかと、次に生かしていただきたいための指摘だと思いますので、私は載せるべきという方向です。

○荒木委員長 では、イメージとして、べきという方のほうが多いように、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

何か中途半端な同意ですが、取り上げてよろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ

り)

いや、意見があれば言っていただければよろしいのですが。

山本芳昭議長。

○山本議長 皆さんおっしゃることは重々理解をいたします。ただ、聞き取りの中で反省を込めて、今年度3年度は早期に発注をいたしましたという反省を、もう2年度の反省を踏まえた行動を今年取っておられるということでございましたので、あえて塩を塗るようなことはしなくてもいいのではないかなというふうに、皆さんの御理解をいただければと思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 議長、常日頃責任の所在ははっきりさせるべきだとおっしゃられます。やはりそういった意味においても、やはりこういう形で載せることは重要ではないかと私は指摘いたしました。

○荒木委員長 あれですね、説明を受けたわけですけども、あえてもう一度指摘するというところで取り上げます。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、次、建設課に行きます。道路維持管理事業、車や人の安心・安全な通行を確保するため、また除雪作業時の機械破損防止の観点から町道への支障木の点検、除去をふだんから心がけていただきたいという、これいつも意見で、何かのときに出てきたような気がするんですが、これは取り上げるべきかどうか、皆さんの意見を伺います。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これ、自分出したわけですけど、自分の地区において、こういった箇所が見られるということで、除雪の方、また普通農作業、車の通行などに大変危ない場所があって、なかなか民有地からのせり出しであって除去ができない、また電線があって除去が大変難しいというような状態でありますので、こういったことをふだんからもっとチェックして、早め早めの支障木を撤去することによって、こういった問題が解決するのではないかと自分が提案しました。自分とこの地区だけに限るのかもしれませんが、皆さん方の意見も聞きたいと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 今、近藤委員から言われましたが、私も同感でございます。家で地区は特定したらいけませんけど、大きな桜の木が出ておりまして、実際に落ちたところもございまして、建設課に言って取っていただくこともございます。いろんな情報を入手しながら、建

設課も大変でしょうけども、いろんなどころにいろんなものがございますので、情報を密にしながらパトロール、また地域の情報をいただいて対応すると。これは載せてもいいんじゃないかなと私は思います。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 賛成ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、これは掲載いたします。

次、教育委員会のほうに移ります。小中一貫教育事業について、国際交流はiPadなどを使ったオンラインでの交流や留学生との交流に重点を移すべきである。航空機による長距離の移動は環境負荷や感染症のリスクが大きく、教育上もあまりよくないということですが、要するにシアトルをやめなさいということなのかな。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 提案者は違う方なんですけど、私はこれは取り上げるべきではないと思います。その理由は、まず下段の教育上あまりよくない、これは個人の見解です。それと、もう一つ、iPadなどを使ったオンラインでの交流を重点に移すべきですとあります。これは移すべきというのは、べきではなくて、そうなりつつありますし、コロナ禍の中は今後それが進んでいきます。ですから、これは断定的にべきまでしなくても、いずれそうなりますし、もう一つは、やはり日南町のシアトル派遣事業というのは本当に近隣市町村よりも特化した事業であり、今後コロナ禍がいつ終息するのかわかりませんが、終息すればやはりまた再開してほしいし、かわいい子供には旅をさせよということわざもあります。さらに、やはり生きた外国語、先日も教育長、生きた外国語というものもありましたし、外国人に向かって対話する緊張感であったり、自分の思いを伝えるっていうのは本当に非常な教育です。ですから、これは削除するべきであると思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私も国際交流そのものの価値を否定するものではありません。確かに、日本人は国際交流する機会が非常に少ないので、小学生ぐらいの時期からそういう機会を設けるとするのは非常によいことだと思います。ALTの方も来ておられますし、令和2年度はできなかったようですけども、留学生の方をお招きして交流すると。そこでの言葉は恐らく英語でしょうから、英語の勉強にもなるということで、思い出深い体験にもなるということで、そこはいいと思います。

ただ、シアトルに派遣ということになると、やっぱり飛行機で長距離、アメリカまで遠くを移動しなきゃいけないことで、これは昨今やっぱり、あれですね、温暖化ガスの排出

防止という面から……（「観点が違うんじゃない」と呼ぶ者あり）ノルウェーかスウェーデンかだと、もう飛行機に乗るのは本当に格好悪いということと言われてるということ。あと、感染症のリスクも新型コロナが終わったとしてもやっぱり今世紀は本当に感染症との闘いで、いつまたこういうようなことが起こるかもしれない、今回のことで移動するということのリスクを本当に皆さん、非常に身にしみて分かったんじゃないかと思います。あえて、それを小学生の子供にさせなくてもいいんじゃないかというのが趣旨です。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ここに航空機による長距離の移動は環境負荷になるとありますけど、チャーター便を飛ばすわけではないですし、恐らく日南小中学生が乗らなくても、その飛行機は飛んでいくと思います。当然、環境負荷はかかった状態で飛んでいくと思います。

それと、オンラインでの交流をという、オンラインでの交流に移行すべきだということですけど、やはり特にこのコロナ禍で学校、職場、いろいろオンラインで、ように子供さんたちが疲弊した状態を見ておられます。やっぱり対面でやることが大変重要でありますので、こういうことはやはり自分とすれば引き続いてやってほしいと思いますので、これは取り上げる必要はないと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

久代安敏委員。

○久代委員 私は行き先がどこであろうが、やっぱり小・中学校という義務教育課程においては教育の機会均等が原則なんです。ですから、選択して、確かに希望者は募られます。ですけども、どの児童生徒も参加できるような機会をしっかりと設けると。行き先も限られた予算であるわけですけど、検討すべきであると。航空機云々はもう論外です。だって、みんな沖縄に行こうが韓国に行こうが飛行機に乗らないといけないわけだから、それは私は論外だと思います。

ですから、私は教育の機会均等にそぐわないという観点のみで、意見の中身はちょっと私も異論がありますけどもということです。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 意見ですけども、ここに書いてあることは結局令和2年度で教育委員会として実際にシアトルには行っておりませんし、そういうオンラインでのやり方をやって、まさにここに書いてあることを実践されました。2年度の実績としては何ら問題がないと思います。まさに、逆にこれは賛成で書くべきやな項目でございまして……（発言する者あ

り)です。まさにこのことをやっとなされますので、こんな意見を上げるのは全く要りません。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうですね、言われるようにやってない、やってはいなくてもただやろうとしてたっていう、もうやろうとすること自体をやめたほうがいいんじゃないかっていうのが意見で、あと、航空機については本当に教育的な意味として、沖縄に行くのも韓国に行くのも確かに場合によっては使わなきゃいけない、100%使わないってということにはなかなかならないかもしれませんが、やっぱり今、飛行機は二酸化炭素排出量が多いということで、当然距離が長くなればなるほど多いので、アメリカのようなところに行くのは非常にそういう意味で、経済的コストもそうですけれども、環境コストが非常に大きい行為をしている。それを小学生にやらせるのは本当にここに書いたように教育上よろしくないということが……（「議事進行」と呼ぶ者あり）あると思います。

○荒木委員長 岡本委員、環境問題については、また別の機会に。

○岡本委員 いいですけど、何か誤解されてるような感じがするので。

○荒木委員長 これは、では、どうしましょう、取り上げないということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、31番の日南町人材育成事業について、学生応援オッサンショウオパック事業はコロナ禍で疎遠になりがちな学生と故郷をつなぐ意義ある取組であった。ゆえに、広報を丁寧に期間を長く取ってでも、より全員に届ける取組であるべきであったという意見ですが。

近藤仁志委員。

○近藤委員 書いてあるとおりでございます。ただ、今年度もこれに準じた事業をやっていきたいという聞き取りでありましたので、あえて過去形にせにゃいけんわけで、過去形にした文言で、あえて指摘事項として載せていただけたらと思って提案いたしました。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 広報でもこれは紹介されましたし、私、近所の方からこれを応募したよという声も聞きましたし、広く行き渡っておると思いますが、さらに広くする意味では3年度にしていただければよいことであって、これはこのままこういう状況ですから、特に載せる必要はないと思います。

○荒木委員長 載せるべき、載せないという意見が2つ出ましたが、そのほかの委員の方はどういうお考えでしょうか。ございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 決算の聞き取りの中で、このような質問も出たりしました。その中で、やはり教育課としても今年の方はしっかりと調査をするというような御発言もいただいたと思います。ですから、あえてここに上げなくてもよろしいかなと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしという声がたくさんありますので、これは取り上げません。

では、32番、学校管理運営事務について、令和2年10月に日南小学校内で学級崩壊の事案が発生し、学校現場の教職員、児童はもとより、保護者や地域住民にも不安が広がった。教育困難の状況がある場合は、学校長をはじめ教職員集団で納得いくまで対策をよく議論することが肝要であるし、教員の定数基準にとらわれずに加配などを進めるべきであるという意見です。

久代安敏委員。

○久代委員 記載してあるとおりで、昨年10月に、恐らく学級崩壊といわれるような事案が発生いたしました。その中で本来は学校長の判断でしょうけども、駐在や警察を呼んで対策を協議されるという経過もあったわけですが、やっぱり特に小学生の学級崩壊、教育困難の場合は、やっぱり現場の教職員が、もちろん学校長を先頭によく議論して、冷静に対応すべきだったと思います。予算は小学校費の中で、決算は上げていますけども、特に教員の定数基準がありますよね、1クラス何十人以下という。日南小学校の場合は35人以下だし、もちろん全学年ですけども、やっぱり教員の教育困難の問題が起きるクラスについては、やっぱり思い切って教員の加配もして、1クラスを2組に分けるとか、行き届いた教育をすることによって問題解決になりはしないかなということで、その点についても柔軟に対応していただきたいという思いを込めて提案いたしました。

○荒木委員長 ほかに意見はございませんか。要するに、教員の定数基準にとらわれずに加配をしてくださいということですよ。ですが、生徒の数も非常に少なくなっておりますので。

近藤仁志委員。

○近藤委員 いや、先ほど委員長がおっしゃられたように、このたびの原因が加配によって解決する問題とは自分は思いません。やはりもっと根本的に根が深いものでありますので、書いてありますけど、よく対策、それから問題、原因等、いろんなPTAであったり、その他いろんな方々との協議することで解決するものであって、加配が原因ではありません

ので、これは必要ないではないかと思えます。

○荒木委員長 取り上げないという意見ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、取り上げないということで決定します。

では、33番、学校給食運営事務について、給食費補助の拡大へ向けて米飯代の補助への保護者の評価を調査する必要があるという。

岡本健三委員。

○岡本委員 令和2年度から米飯代への補助ということが始まったわけですが、新型コロナの問題もあったんでしょうが、保護者の方の評価をまだされてないということでしたので、やっぱり新しい予算を使って事業を始めてるので、その評価というか、評判とか効果とか、そういったものはちょっとはつきりさせてもらいたいなというそういうことです。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私はこれは載せる必要はないと思えます。この問題は教育委員会を含めた学校と保護者の方がよくコミュニケーションを取られて、いろいろ話をされる中で評価や調査は聞かればよいことであって、ここであえて載せる必要はないと思えます。

○荒木委員長 ほかに意見がなければ、載せないということにいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

34番、最後になりましたが、日南病院について、安心して子育てができるよう常勤の小児科医の雇用について検討を再開すべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 この間の決算委員会でも確認しましたがけれども、令和2年度には常勤の小児科医の雇用については何もされてないということでした。以前はこれされてたと記憶してるんですけども、もう何かちょっと諦めちゃったのかなという感じがしましたので、やっぱりここは諦めずに粘り強く、なかなか難しいだろうとは思いますが、何とか小児科医、日南病院に常勤の方が来ていただけるように、病院には頑張って取り組んでもらいたいと思えます。

○荒木委員長 病院のほうも頑張ってというか、かなり力を入れて小児科の先生とか、それから整形の先生を探しておられるというふうに私は思ってますが。

久代安敏委員。

○久代委員 私は常勤医を入れるなら小児科だけでなく整形外科も入れて、病院の外来、入院も含めて診療体制を拡充すべきであるということを付け加えて意見として取り入れるべきだと思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これも非常に日南町で大きな問題となつとる部分でございます。予算執行上だけで判断できるような内容ではないと思います。確かにここに意見として数行書いても、それが現実的にどうなるかといいますと、できませんわで済むかもしれませんし、やはりそのところが、それこそまさに議会の動きっていうところで、常任委員会での調査とかそういうようなところで進めるべき項目であって、若干このことについては予算上の問題はないわけですし、審査意見からは外すべきだと思います。（「予算上じゃなく決算上」と呼ぶ者あり）すみません、決算上問題ありませんので、委員会あたりで調査すべき事項だと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 経済福祉常任委員会で日南病院の経営の在り方について、しっかり取り上げてもらふことでいいじゃないかと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 ということで、ここにはあえて取り上げません。

それで、今までいろいろ検討していただきました。文言等については、副委員長と協議をして整理をしたいというふうに思っております。副委員長、よろしく願いいたします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 1点、すみません、全体ということでちょっと。

○荒木委員長 はい。

○岩崎委員 3ページのほうの番号の。

○荒木委員長 何番か。

○岩崎委員 11番。

これの部分について説明はあつて意見がなかつて、いいも悪いもなくつて、ちょっと進んでしまったんですけれども、委員報酬が支給されてない、なぜ支給されなかったのか、要因を分析され対策をされたいということで、これも聞き取りの中でこの案件が出てきまして、報告が1回あつて、その後再度報告を求めていませんでしたっけ。

断りが、もう、要は支払ってなかったということが報告があつたということですか。

○荒木委員長 はい。

○岩崎委員 すみません。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 これについては載せるべきという方向でいったと思うですよ。これは載せないということに決まってないと思う。載せるという方向で決まったと思うんですが。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 予算は上げておられるので、当初予算に、だから決算審査の中でやっぱり予算に沿った執行をするべきだという文言に若干変えて意見として上げればいいじゃないかなというふうに思いますが、大西委員、よろしいです。

○大西委員 いいです、文言入ってたらいいです。

○荒木委員長 ほんなら、そのようにいたします。

そのほかには、もう一度というのはございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 29番です。もう一度じゃないんですけども、これは支障木のことだけじゃなくて、道路維持管理全般に関することでも、一昨年ですか、経済福祉常任委員会でも検討というか協議されてますけども、やっぱりそれ以降についても業者による維持管理が十分でない地域が業者によって差があるようなんですけども、一部の業者によっては十分な巡回、それから整備がされてないところもあるようですので、支障木に限らず、町道の安全・安心な運行、通行に支障がないように管理をしていただくということを加えてほしいと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 今の同僚委員の発言に賛成です。というのは、全協で建設課から聞き取りしたんですよ。

そのときに、至るところに町道でスプレーしてあるんですよ、要するに修繕箇所。だけど、なかなかすぐ対応してもらえないがどうなっとなるかということをお聞きした経過もあって、やっぱり間伐とか大雨による被害ですよ。だけ、町道は身近な生活道なので、やっぱりしっかり目配りをして、すぐ早い対応をしてほしいということを意見として上げるべきだと重ねて申し上げたいと思います。

○荒木委員長 ということであります。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、道路点検についても上げさせていただきます。道路点検、私もちよこちよこ見ますけど、すぐするべき対応しなきゃいけないものと、印はしてあるけどもう1か所、何か

所か固まってから一緒にするとかね、何かやっぱり業者のほうにも段取りがあつたりしますし、その業者によって対応が違うというのでチェックリストみたいなものをつくってちゃんと対応しなさいよというのが、前回協議をした経過がありますので、改めて載せませすけども、内容によっては若干遅れたりすることもあると思います。

では、この件については道路の維持管理も付け加えて上げます。

では、そのほかのないようでしたら、本日の採用の分だけ言いますので。

1番、取り上げません。2番、取り上げません。3番、採用いたします。4番、採用いたしません。5番、これは住宅政策の特別委員会のほうに。それから、6番、取り上げません。7番、これも特別委員会のほうに。8番、これは取り上げますが、直売所、下のほうの文章を一部カットさせていただくということでよかったと思います。9番、これは取り上げない。それから10番、これも住宅のほうに持っていきます。11番、これは先ほどしました、取り上げます。それから12番、取り上げない。13番、取り上げません。14番、これは特別委員会のほうに。15番、取り上げません。16番、取り上げません。17番、取り上げません。18番、取り上げません。19番、取り上げません。20番、取り上げません。21番、これは経済のほうで対応しますということです。22番、取り上げません。23番、取り上げません。次、農林関係の24番、取り上げます。25番、取り上げます。26番、取り上げません。27番、取り上げません。28番、取り上げる。29番、取り上げる。30番、取り上げません。31番、取り上げません。32番、取り上げません。33番、取り上げません。34番、取り上げません。経済福祉に。

ということで、そういう結果で審査結果はそうになりましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

御異議がなければ、これで審査を終了いたして、次までに私のほうでちょっとまとめておいて、次の21日ですか、そのときにまた審査を再開いたします。

では、本日の審査を終了いたします。皆さん御苦労さまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長